第17回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録(概要)

【日 時】 平成26年10月2日(木) 19時00分~23時10分

【場 所】 サントピア水口(共同福祉施設)教養文化室

○出席者

策定委員: 13名(委員総数14名)

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、大原委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム:16名(委員総数22人)

柚口委員、奥山委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、古谷委 員、徳田委員、太田委員、林委員、今井委員、西村委員、藤田委員、松 井委員、澤田委員、呉竹委員、清水委員

オブザーバー参加:あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 大平、宮治

事務局: 幡野、吉川、築島

傍聴者:3名

○次 第

- 1. 開会(市民憲章唱和)
- 2. 第16回会議録の確認について
- 3. 骨子素案の原案 最終確認について
- 4. 市民の声を聴く会について
- 5. 今後のスケジュール
- 6. その他
- 7. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

委員の皆様には、夜分、大変お疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より第17回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会させていただきます。

それでは、はじめに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いしたいと思いますので、その場でご起立をお願いいたします。

(市民憲章唱和)

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

会議に先立ちまして、本日ご欠席の連絡をいただいております委員の皆さんのご紹介をさせていただきます。第1部会では奥野委員が欠席のご連絡をいただいております。庁内委員は中島委員が欠席でございます。第2部会では庁内委員の橋本委員が欠席でございます。第3部会では森島委員、田原委員、中尾委員から欠席のご連絡を頂戴いたしております。なお、馬場副委員長におかれましては少々遅れますというご連絡をいただいておりますので、間もなくお越しになられると思います。

それでは、会議の進行につきましては委員長にお願いいたします。

○委員長

改めまして、皆さん、こんばんは。本日の会議は夜分ということで、皆さん大変お 疲れのなか、お越しいただきましてどうもありがとうございます。

いよいよ今晩、「市民の声を聴く会」にわれわれとして持っていきます第1次案と いいましょうか、これを確定させるというのが本日の一番の課題になります。前回の 会議の終わりのときに、議論をし尽くしていないものは何だろうかと皆さんにお尋ね をしまして、6点ほど最終確認が必要なところがあるというお話をいただきました。 あらかじめ申しあげておきますと、まずは、前々回にだいぶんご議論させていただい たのですけれど、もう一度というご意見をいただきました、住民投票のお話。それか ら、これは定義とか前文のところにもかかってまいりますけれど、市民とか地域住民 の定義のお話。3つ目は、区・自治会とか自治振興会についての議論が不十分ではな いかということで、ここはきちっと今日議論をさせていただきたいと思っているとこ ろです。4つ目は、22の「国・県・地域の関係」のところは、文言はこれでいいだ ろうかということを作業委員会から皆さんに確認したいということで前回お話があ りました。それから30の「説明責任」のところは、果たしてこの書き方で大丈夫だ ろうか、タイミング的に問題はないだろうか、これも作業委員会から皆さんに確認を したいというお話がありました。最後に、31の「条例の見直し」ですが、この書き 方で市民がちゃんと参加した形で条例の見直しができるのだろうかというご懸念も ありました。以上の6点について今日最終確認をするということであります。

なお、今日はこの最終確認をしましたのち後半の時間は、「市民の声を聴く会」を 今月末から来月ぐらいにやっていくことになろうと思いますが、「市民の声を聴く会」 について皆さんそれぞれ役割分担をしてやっていただきますので、その打ち合わせを やりたいと思います。

盛り沢山でありますけれども、なにぶん夜分でもありますので、できるだけ今日は延長しないで夜9時には終わりたいと思っておりますので、議事進行にご協力をよろしくお願いしたいと思います。ただ、これまであまりご発言の回数が多くなかった委員さんもおみえになります。特定の委員さんにどうしても発言が集中してしまうことになったわけですけれども、とりあえず今回で第1次案の確定ということになりますので、これまでご発言があまりなかった委員さんからも今日はご意見をいただければ

ありがたいと思っておりますので、そういったことでもご協力をいただければと思っております。それでは今日も議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

■2 第16回会議録の確認について

○委員長

それでは早速、次第に基づきまして議事を進めてまいりたいと思います。次第の2番目の「第16回会議録の確認について」でございます。あらかじめ皆さんから修正箇所を何点か寄せていただいておりますので、会議録を見ていただきたいと思います。

まず5ページの委員のご発言の2段落目の4行目です。「『である』調という言い切り調の常体にするのか、『です・ます』という敬体にするのか」、「常体」と「敬体」はこの字でいいのだろうか、「態度」の「態」ではないかというご指摘を委員さんからあらかじめいただいておりました。事務局で調べていただきましたところ、文章の「です・ます」か「である」というときには文体を表しているということで、「態」ではなく「体」のほうで合っているのだそうです。ここは委員からご意見をいただいたところでありますのでご説明申しあげましたけれど、特に直しはございません。

7ページの真ん中の委員のご発言の2段落目の「もう1点は、いわゆる『生まれてよかった、来てよかった』」とありますが、「来てよかった」ではなく「生きてよかった」に修正をお願いしたいということです。

少しとびまして19ページの委員のご発言の4行目の「甲賀衆が滅<u>ば</u>され」は「滅<u>ぼ</u>され」の間違いです。単純ミスということで直していただければと思います。

27ページの真ん中の委員のご発言の上から10行目の「確認したわけですので、 入れてもらいたいないと思います」と書いてありますが、もらいたいのか、もらいた くないのか、これではわかりませんので、「入れてもらいたいと思います」というこ とで、「ない」を取っていただきたいということです。

30ページの上から3行目、「整合性になるのだという議論に発展するのは必定」と書かれていますが、これは「必至」に直してほしいということでありました。

次のところはご発言をされた委員さんに確認をしないといけないのですが、32ページはいろいろとやり取りがありまして、いちばん下の委員のご発言の末尾のほうです。「省令をよく見たら」と書いてありますが、「省令」というのは総務省とか文部科学省とかそういう省が出す命令ですけれど、「省令」で本当にいいのだろうか、字が間違っているのではないかと思うのですが。

○委員

これは私が発言したところですが、これは例という意味で申しあげました。

○委員長

では、「事例」と直させていただきたいと思います。

今のところ寄せられているのは以上ですが、ほかにございますか。

○委員

15ページの私の発言のところを修正させていただきます。3行目の「議会であれば執行関係、そこの組織運営の基本となるものです」まで削除していただきまして、そこを「議会や執行機関等の組織運営についての基準を定めるものです」に入れ替えていただきたいと思います。その次の「ましてや」を消して、「また」に変えてもらいたいと思います。

私の発言の下から3行目に「条例よりも自治基本条例は上だと。いちばん上」と書いてありますが、「上だと。」を消していただいて、「いちばん上といえます」という形にしていただいて、「最高だと」から最後まで削除していただきたいと思います。

○委員長

事務局、今のところは大丈夫ですか。

○事務局

もう一度お願いします。

○委員長

では、もう一度申しあげます。3行目のところは「住民や市民の権利や義務、議会や執行機関等の組織運営についての基準を定めるものです」。下から3行目は……。

○委員

事務局、これはあとで聞いたらどうですか。今の時間はもったいないので。これで 15分ほど経っていますからね。

○委員長

ほかに会議録に関してはよろしいですか。

一 特に意見なし 一

○委員長

では、会議録は以上で確定ということでよろしいでしょうか。

一 同意 一

○委員長

ありがとうございました。

■3 骨子素案の原案 最終確認について

○委員長

では続きまして、次第の3つ目にまいりたいと思います。「骨子素案の原案 最終確認」ということです。

先ほど申しあげましたように、今日は6つのことを確認しなければいけません。そのあと「市民の声を聴く会」の話もありますのでスピーディーにいきたいと思います。まず「住民投票」についてです。前々回にご議論をいただきまして、現在の文言を皆さんから成案としていただいたわけですが、前回そこについてもう一度ご議論をお願いしたいというご意見がありましたので、今日はその議論をしようということになっております。皆さんでご意見がありましたらいただきたいと思います。

○委員

反対しているわけではなく対案があるということで、今後「市民の声を聴く会」で話をするときに、自分が納得していないと市民に対して説明できないので、納得させてもらいたいと思って、あまりこれ以上申しあげたくないのですけれども、大きな責任を担っているわけですから、責任を感じて発言させてもらいます。

「住民投票」と「市民」については非常にリンクしています。今まで「市民」については第14回の会議で1回討論があっただけで、あとは流れてしまいまして、「住民投票」も2回議論したのですが、これは非常に大事な問題です。

委員長は今まで鈴鹿市の住民基本条例を策定されたと思いますけれど、甲賀は甲賀流というのがあると思うのです。鈴鹿はたぶんホンダがあっていろいろな人が来ていると思うのですが、甲賀市の特徴というのは、昔からみな田畑を守って、田んぼだからあまり利益にならないけれど、これはご先祖さんから預かった田んぼだからといって、昔からここを大事にして、人口の流入や流出も鈴鹿市と比べたらあまりないところだと思うのです。ずっと地の人が先祖の田畑を守って、ずっとそこに住んでいる人が多い。それでたぶんまたここに住んでいこうという、そういう土地柄があると思うのです。

ですから、これは私だけではなくて、何人かに聞いているのですけれど、みな同じ考えで、去年、私は区長会長をさせてもらって、区長会でこの話をしたのです。そうしたら「外国人の方に住民投票権を与えるのはおかしい。それはないようにしておけよ」と、背中にそれを背負って責任感を持って今日は話をしていますので、なにも自分だけの意見ではないということを申しあげておきます。

われわれは去年からずっと回を重ねてきまして、われわれは日本国民として誇りを持って、そして地域をよくしていこうと、そういうふうに始めから何回も話をしていまして、それは前にも申しあげましたけれども、議事録の……。

○委員長

前におっしゃったことの繰り返しは時間の無駄ですので。

○委員

覚えてもらっていたらそういうことで、ずっとそういう話であったのに、前回から「日本国民」というのが消えてしまいました。つまり、これは誰を基本にして話をしているかということだと思うのです。まず基本は、ここに住んでいる者だと。その人たちがまちづくりをするときに、「まちづくり市民」として外国の方も入っていただくし、よそから通勤している人とか、NPO団体とかいろいろな団体にも入ってもらって、それで一緒にまちづくりをしましょうというのだったらわかるのですけれど、それを飛び越えてしまって、みんな市民で同じですよと。そのなかで住民投票がありますよと。そうしたら、外国人の方とか、よそから来ている方は、われわれも同じ市民だから住民投票ができるのではないかと。そうなることに決まっています。

だから、そこのところは線を引いておいて、ここは住民の意思を尊重する住民投票だと。そこのところは、日本国民としてここの理念に対して責任を持っているわれわれが住民投票をするのだと。そういうことでいかないといけないと思うのです。このままだと、外国の方に住民投票を与えたいのかな、そういう気持ちがあるのかな、そういうふうに考えたりするのです。ですから、「市民」の定義と「住民投票」をきちっとリンクして、もう1回考えてもらいたいのです。

案というのは、住民というのは日本人として誇りを持つと。その住民は、市民が関係するというときに「まちづくり市民」として皆さんにご協力してもらうと。そういう文言にしてほしいのです。

はじめはそういう話できていたのに、それがこの前急に変わってしまいまして、これは「市民の声を聴く会」で地域に説明にいったら、「どうなっているのや」ということにたぶんなると思うので、そこはもう1回戻してもらいたいと思っています。

○委員長

ただ今、委員から、外国人の方に住民投票権を与えることのないようにということでいうと、今の文言では具合が悪いのだということで、この文言を変えてほしいというご発言でしたが、ほかの皆さんのご意見はいかがでしょうか。この文言を変えたいという趣旨の話は前回もいただいていたと思いますので、皆さんの宿題ですので、ほかの皆さんのご意見もうかがいたいと思います。

○委員

今この場で委員のおっしゃることは明らかに浮いていて、間違いではないかという イメージがあるように思うのです。それはなぜかというと、この「住民」の定義です ね。ここに住む人、働く人、学校に通ってくる人、それから外国人、すべてを含んで、 それを踏まえて「住民投票」の文言はつくられているから、なぜかなということにな るのだと思うのです。

「住民投票」のこの内容自体はいいと思いますが、それよりも先に、「市民」の定義をもう1回考えるべきではないかと思います。私は1回しか聞いた記憶がないのですけれど、私が欠席のときも議事録を見まして、「市民の範囲について」という表が甲賀市のホームページにありますけれど、「市民」のなかに個人事業者とか土地所有者とか通学・通勤している人たちまで入れてしまうのは、私はおかしいと思うのです。市民といえば住民しかないと思うのです。それを含めて市民として話が進んでいるので、どうしても納得できないのです。まず、ここをもう1回皆さんで話し合っていただいて、「住民」という言葉の定義をもう1回考え直したいと思うのです。それから「住民投票」ということについて考えたいと思います。住民投票というからには、その対象は住民なのですか。ここに住んでいる人だけが対象ですか。

○委員長

まず、誤解があるのではないかと思うのです。「市民」という言葉と「住民」という言葉を使い分けているわけです。5番のところでは「市民」の定義をして、市民というのは確かに住んでいる方以外の方もいろいろと全部ひっくるめての定義になっていて、その方たちは甲賀市に関わっておられる以上いろいろ甲賀市において責務を果たしていただきましょうということで、今のところで条文に謳っています。一方、21の「住民投票」のところについては、これは定義した「市民」がやるとは一言も書いてないのです。委員も、これは外国人とかも含めてやることに決まっているとおっしゃいましたが、決まっていないのです。それはそうではなくて、もし本当に住民投票をやる必要があると市長さんが考えられときには、別に条例を定めてやりますよということで、ここは切り離しているのです。だから、そこの話をごっちゃにされるとなかなか議論が整理できないだろうと思うので、そこは一度クリアにしていただいたほうが議論としてはしやすいと思います。

そのうえで、後ほど「市民」とか「地域住民」という定義も見ますけれども、今はそれぞれの条文ごとにチェックを最終段階でしているところですので、お手元の資料の24ページの21の「住民投票」の文言がこれでいいのかどうか。これは前々回の会議において皆さんでさんざん議論して、ここにたどり着いたわけですけれど、前々回の議論のあと、さらにここを再考すべき論点があるのであれば、そこは考え直せばいいと思いますし、皆さんはどういうふうにお考えになるのかというところかなと思っています。まだご発言いただいていない方がたくさんおられると思いますので、ほかの委員さんのご意見をうかがいたいところであります。

○委員

「住民投票」については大事な条例だと思うのですけれど、今までそれぞれの立場で一生懸命に発言しておられる人と、わりとどうでもいいという考え方で意見がない

というところが多いのは、それは大変難しい問題だから、なかなか意見が出ないのだ と思うのです。

ただ、先ほども委員長がおっしゃったように、「区・自治会」あるいは「自治振興会」については何一つ議論していないということですので、これから市民の声を聴くときに、住民投票も大事ですし、もう1つは、区・自治会あるいは自治振興会はどういうような役目や役割をするのか、そこが議論になります。前のときに私は「協働」ということを申しました。「住民投票」については、もういい加減に皆さんのご意見を聞いて先に進むように、排除すべきなのか、入れるのかということをきっちりとしないと。市民の声を聴いて一生懸命に発言している人もおられますし、そこは皆さんのご意見を聞きながらはっきりと、この文言でいいのか、だめなのか、そして先に進めるようにしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員

先ほど委員がおっしゃったことにつきましては私も理解はできるのですけれども、「住民投票」については、重要事項の内容によってその対象範囲も変わってこようかと思います。そういった意味で、その案件が出たときに別に条例を定めて、そのなかで対象の人をくくっていくという形になろうかと思いますので、私はこの形でいいと思います。

○委員

それではお聞きしたいのですが、例えば外国人の方にも住民投票をしていただくというのは、どういう内容のときにそういうことがあるかなと。そのへんは自分で全然思いつかないので、例えばどういうときがありますか。

○委員長

外国籍の方に住民投票をさせることがあり得るということはおっしゃってないと 思うのですが。

○委員

だけど、その場その場で、投票を誰がするのを決めるということですよね。そうしたら、それ以外のこともあるわけですから、どういうときにそういう話になるのか、具体的に教えてもらえませんか。例えば甲賀市の名前を変えるとか、甲賀市が合併するとか、そういうときは絶対にだめだと思うのです。どういうときに外国籍の方に住民投票に参加していただくのか、どんな問題があるかなと思うのです。それがまったくなかったら、これはおかしくなってくるわけですし、どういうときに参加してもらうのか、それを教えてください。

○委員長

外国籍がどうこうという話ではなくて、誰が住民投票の投票権者になるかはここでは決めないで、それは必要なときに決めましょうと。今ここでは、外国籍の方は必要か必要ではないか、年齢はどうかこうだ、そういうことは決めませんということだけを合意しているわけですから、そこを、じゃあどうなんだということを議論していること自体が違うのです。ここでは今、外国籍がどうこうとか、年齢がどうこうとかではなくて、誰に住民投票の投票権があるかどうかまでは、もう時間がないからここの会議ではそんなことを拙速に議論するのではなくて、それは別に条例で定めましょうよということをここで合意しませんかという、そういう意見なのです。

その意見に対して、委員はそれでよろしいというご発言でした。委員はそれでよろしくないと思っておられる。では、ほかの皆さんはどうですかというのを今日お聞きして、それで最終的に、この文言でいいのか、それともここの文言は取ってしまうのか、どちらかです。今日この場で新たに文言をつくるという段階ではないと思いますので、皆さん、一応この文言で「市民の声を聴く会」に持っていこうよと思われるのか。いや、ここは議論が尽くせてないから、まったく住民投票については書かないで「市民の声を聴く会」に持っていって、なぜ住民投票が書いてないのかという意見がその場で出たら、またそこで考えようという方向なのか、どちらかということを判断していただくしかないのだろうと思います。

○委員

それに関しまして、この2行目の意味がよく理解できないのです。「重要事項であっても、特定の地域や住民に関わる事項は住民投票の対象に入れない」というのはどういう意味なのでしょうか。

○委員長

重要事項をどういうふうに捉えるかによると思うのですが、例えば学校の統廃合みたいなことは、そこの地域の住民にとっては非常に関わるけれども、それ以外の地域の住民が果たしてそれを判断しうるだろうかということがありますね。そういうのは重要事項ですけれども、市全体で投票するのは大丈夫かどうかということがあるのではないでしょうか。例えばのケースですから、それが必ずしもそうだというわけではないのですけれど、そういうふうにケースによってその時々で判断しなければならないので、だからこそ、ここでは決めないでおくほうがいいのではないかというのがこの原案だと思います。

○委員

わかりました。

○委員長

先ほど委員からご提案がありましたので、恐縮ですけれども、できれば皆さんお一人お一人から、この文言でこのままいくのがいいのか、あるいはこれは取ってしまったほうがいいのか、どちらがいいかということをご発言いただきたいと思います。

○委員

「住民投票」の文言を入れるというのは、第3部会から、今までの原案にはなかったけれどもどうですかということですから、第3部会としては入れていただきたいという立場で出させていただいているという経緯がありますので、理解していただければと思います。ですから私も含めて第3部会としては、こういう表現で入れていただければと思っております。

○委員長

パート、パートで分けて各部会でまずは部会案をつくっていただきました。そのなかで、第3部会さんとしてはこれを入れたいということでご提案いただいたので、その経緯を考えれば入れてほしいのだというのが今のご意見です。とりあえず第3部会さんとしてはそうだというご発言だったと承りましたけれども、ほかの部会の皆さんはどうでしょうか。

○委員

「住民」の定義がちゃんとしていたら、これでいいのです。

○委員長

「住民」の定義というか、「市民」の定義と住民投票とはリンクしていないのです。

○委員

しかし、これを読んだ人が「同じ住民、市民に入っているのに、なぜ住民投票ができないのか」、そういう不満が出てくる可能性があります。

○委員長

そういう可能性はあるかもしれませんが、そのときには、「いや、それはまた別に 条例で定めるというふうに決まっていますから、そのときに考えましょう」と言えば すむことじゃないですか。

○委員

わざわざそんなことを言わなくても、入れてなかったら、それですむと思うのです。

○委員長

ほかの方の意見を聞きたいですね。

○委員

選挙で選ばれた議会議員さんと選挙で選ばれた市長が間接民主主義で行うのが本来だと思うのですけれど、それを補完する意味で住民投票という手段もありますよということで、たぶん「市民投票」としていないのは、その都度その都度対象を決めていくということで「住民投票」になっているのだと思うのです。それを補完する制度があるということを皆さんに知っていただく意味で、この条文はあったほうがいいと思います。

○委員

私の立場からはすごく難しい問題なので気軽に発言できない内容ではあるのですけれど、住民投票のことは皆さんでずっと話し合って決まったという、そういう流れもありますし、いろいろなケースが起こってくる場合もその都度考えていくということで、私はこのままでいいと思います。

○委員

私も第3部会でこの住民投票を起案した1人ですが、住民投票はこれでいいだろうと思います。「市民」は入れてなくて「住民」になっていますけれど、仮に「市民」と入れても、これは別途条例を定めるのですから、そのときに除外規定を設ければいいわけです。「市民」であれば事業者、法人も含まれますが、住民投票を法人とか事業者がするのはおかしいわけですから、その場合は除外規定を設けてそれを省けばいいということになりますので、「同じ市民なのに、なぜ住民投票ができないのか」という不満が出る可能性があると心配されていますが、別途条例を定めるなかで議論していかれるのですから、このまま入れておいていいと思います。

○委員

内容が悪いのではなくて、「住民」の定義が悪いということです。「住民」の定義さえちゃんとしてもらったら、「住民投票」は残しておいてもいいと思っています。「住民」の定義がいい加減なままこれを残しておいたら、あとで困ることが起こるから、それをきっちりしてほしいということです。

○委員長

住民投票をすることのできる人の定義というのは、ここではしないというふうに皆さん今おっしゃっているのです。

そうだけど、この定義のところで、住民のなかには外国人の方も入っているわけですから、外国人の方がこれを見たときに、「なぜわれわれは住民なのに投票できないのか」というクレームが出てくるに決まっています。わざわざそういうふうにすることはないと思うのです。

○委員

定義で決められているのは「市民」という言葉で、「住民」とついているのは「地域住民」という1つの言葉で、今議論している「住民投票」というのは「住民」と「投票」という別々の言葉ではなくて、「住民投票」という1つの単語だと私は理解していますので、「住民」という定義とはまた別の話だと思います。

○委員

前に説明してもらった図を見られましたか。「住民」というのは、有権者で、20 歳以上で、3カ月以上日本国籍を持っている人だけです。この定義でいうと。

○委員長

その定義は採用していないのです。最終的にここで定義にあがっているのは「市民」 と「地域住民」だけです。

○委員

これは生きてないのですか。

○委員長

それは議論の途中段階の資料です。今議論しているのは、ここに今日あがってきている条例の素案であって、誰もその図の議論はしていません。

○委員

その議論はこのなかで出てきているわけですから。

○委員長

それは話の途中で皆さんがいろいろと議論をするための材料としてはありましたよ。だけど今われわれが提案する最終的な案のなかにはその図はもう入ってないのです。今議論しているのは、皆さんのお手元にある第17回自治基本条例策定委員会の資料の「骨子の素案の原案」です。その図について議論しているわけではないのです。

○委員

委員長さんも皆さんも頭の中にはこの図が入っているのではないですか。これはも うないということですか。

○委員

これは第3部会のから出しましたので、整理させていただくと、まず1つは、前文から始まる「市民」という部分は固定されているところもありますが、21条の「住民投票」についての「市民」は何も固定されていないのです。フリーなのです。前回お示しした原案は「住民が必要と認められる場合には」となっていたのを、今回は「住民」という言葉をはずしたのです。ここに「住民」を入れると、住民というのは誰のことを指すのか、必要と認める人が必要だから投票もする権利が出てくるのではないかという議論に発展する可能性があるので、それでは「住民」という言葉をはずしましょうと。はずすからには、では誰がという、委員がいちばんご心配されている点は、住民投票が必要になったときに別に条例を定めて、議会で誰を対象として投票権があるかということを決めてもらうわけです。ですから、委員が今日この場でしておられる議論は、議会のなかでやらなければならない議論なのです。われわれの自治基本条例の委員がやる議論ではないのです。

だから、あくまでも住民投票をしましょうということを条例で謳っているだけで、では誰が投票するのですかという部分については議会のなかで条例をつくって、そこでその対象を決めてもらうのです。それはなぜかというと、その案件が誰を対象とするのが正しいのかどうかというところは、20歳以上がいいのか、18歳以上がいいのか、あるいは中学生も含んだ形がいいのか、外国人の方も入ったほうがいいのかどうか、それはその案件ごとに必要性があると認められる対象を慎重に審議をしながらやってもらうという過程が必要だから、われわれのところではこの表現でおさえてあるということです。

1番から二十何番までの「市民」と21番の「市民」は、ここに入れてもらっては だめなのです。入れると、それは誰だろうという議論になってしまうので、今回の2 1条の「住民投票」には、誰が投票するかということは謳っていないのです。

要するに、主役はほかのところはみな「市民」と出てくるのですけれど、21番については、住民投票をする権利を持つ主役といわれる部分については、かかる事案が確定したときにそのときの審議の過程で決めてもらうということから、投票権のある主役はここに書いていないのです。そこはご理解いただきたいと思います。

○委員長

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。先ほど、「区・自治会」とか「自治振興会」とか、より切迫したというか、すぐそこにある問題には何も手がつけられてないというご意見がありましたが、いつやるかわからない住民投票より、身近な問題の議論を本当はしたいので、この議論はあまり引っ張りたくないのですけれども、それで

もなお、今日ここで住民投票の投票権を持つ者が誰であるかまで決めないといけない と思っておられる方は、委員のほか、どれくらいおられるのでしょうか。もしそうい うご意見があったら、ほかの方からもうかがいたいのですが。

○委員

この会の成り立ちですけれど、半分が役所の方で、あと半分が一般人です。それで本当に甲賀流の田畑を守っている人の意見が出ているかどうか、それはよく考えてもらいたいと思うのです。住民のなかには日本人以外の外国人の方も入っているわけですから、そこの隙間を空けておくのです。

○委員

言葉に語弊があります。外国人の方に対する隙間ということは大変失礼です。16歳の中学生でも、あるいは高校生でも、みな同じ権利を持っているのです。例えば住民投票で、ある県で合併するかどうかを審議したときに中学生まで問うた市長さんがあるのです。ですからその対象とする人の枠を、隙間を空けるとか空けないとか、そういう議論ではないのですよ。

○委員

それは意味が全然違います。自分の子どもたちは日本人として甲賀市を背負っていくわけですから、それを外国人の方まで広げるかどうか、そこをいっているのです。 そこの隙間ができないというのは、子どもは入っていいじゃないですか。

○委員

そこの部分については、住民投票をしようというふうに決まって別に条例をつくるときに投票権者を確定するという作業になるので、そのときにその隙間があるのかどうかという話が出ると思います。この場ではなくて。

○委員

それで結構ですけれど、そうしたら「住民」の定義のところに「日本国籍を持った 人を住民という」、そういう言葉を入れてもらえば問題ないと思うのです。

○委員

そこへ「日本国籍」という文言を入れてしまうと、そうしたら「区・自治会」のところの人たちはどうなるのか、すでにご参加いただいている方はどうなるのかというようなところの議論がまた出てくるようになると思います。今回の「住民投票」のところでは、対象を誰にするかということは何も決まっていないし、決めないということだと思っておりますので、そこをこの会のなかで議論をするのはいいのですけれど、

時間を取って、今の段階になって新たに進めていくというものではないと思います。

○委員

そうしたら定義のところをもう少しきちんとしてください。というのは、最初に話していたときは、われわれは日本の伝統を大事にして、日本国民としての誇りを持つという話がずっと出ていたのです。ところが地域住民のなかに外国人も入れようという話になったら、急に「日本国を守る」、「日本国民」という文言が消えてしまいました。だから地域住民でこれをつくるのだけれど、まちづくりには外国籍の方も入ってもらうし、よそから来ている方も入ってもらうと。そうしたら住民投票も全然問題なく受け入れられるのです。

○委員長

まさにそうです。まちづくりとかいろいろなところでは「市民」ということで幅広に定義をして、もちろん外国人の方も含めて、市外から通ってこられる方とか、団体、企業とかも含めて、まちづくりに協力していただきましょう。それが定義ですよね。逆にいうと、そういう定義だけなのです。住民投票の誰が住民投票権を持つかというところの定義をするのはなかなか軽々にはできないから、ここでは定義をしないで、それはもし住民投票をしようということになった場合はそのときに条例で定めてください。だから別に住民投票をしようということになった場合はそのときに条例で定めてください。だから別に住民投票をしようということになったとはここで拙速に決めるのではなくて、住民投票をしようということになったときに決めてもらいましょうねということで原案はつくられているのです。

だから、まちづくりに関わっていただく「市民」の定義しかしていないのです。委員は、「市民」の定義とは別に、住民投票に参加できる住民投票権を持たれる方の定義も今この場で決めてくれというお話ですね。

○委員

必然的にそうなってくるのです。前文に戻るのですが、前文のところに、それまでは日本国に誇りを持ってという話が出ていたのが、「地域住民」の定義のなかに外国人が入ったがためにそれがなくなってしまって、郷土愛は入っているのです。そのへんは定義を見直してほしいのです。

○委員長

よくわからないのは、どこに何をどう書けば、どう改めればいいというのが全然伝わってこないのです。

○委員

言い方が悪かったので、もう一度きちっと申しあげます。定義さえちゃんとしてもらえば、住民投票はあってもいいのです。「市民」の定義を、昔からわれわれは郷土を愛して、郷土に誇りを持って、日本国民としての誇りを持っているのですから、そこを入れてもらいたいのです。そうしたら必然的に「市民」というのは「日本国民」となってくるでしょう。まずそこですよ。

○委員長

「地域住民」の定義の話はまたあとでしますけれど、「地域住民」というのは何のために定義をしたかというと、19ページの17の「区・自治会」の話をするためなのです。区・自治会というのは地域住民がお互いに協力しながらやっていきましょうねという、そのことをいうのに、では地域住民というのは誰ですか、当然そこに住んでいる外国人の人たちも協力してもらわなくてはいけませんねという、そのための定義なのです。定義というのは、その言葉をそのあとの条例のどこかで使うために定義をするわけです。だから定義する必要がなければ、しなくていいわけです。どこにも使わない言葉をわざわざ定義する必要はないわけです。今回、住民投票の投票権者はまだ決めないというのが原案なので、だからそこについてはまったく定義がしていないのです。「地域住民」という言葉は、区・自治会ということを説明するために定義が必要だから定義をしている。それだけのことです。

だから議論がひっくり返っていると思うのです。どう使うかということではなくて、 とにかく言葉の定義をしろとおっしゃるのですけれど、使わない言葉の定義をする意 味がわからないのですよ。

○委員

前から使っていた「日本国民としての誇りと郷土愛を持つ」というのはどうしても消えるのですか。前回の会議で、「郷土愛」が入ったから、これは抜きましょうということになりましたね。外国人の方も住民に入っているから整合性が合わない。外国人の方に対して「日本国民としての誇りと郷土愛を持つ」というのはおかしいから削りましたということでしたね。われわれはずっと今まで、最近の子どもは「君が代」も歌わないし、国家意識が薄れているから、この際きちっとしようという話になっていたのに、急に消えてしまったのです。

○委員

「日本国民たる」となってくると、当然、主権在民で甲賀市では日本国民でなければならないということになるのです。この条例は誰のためにつくるのかといえば、日本国民たる甲賀市民だけではないのです。旅行で来られる方、一時滞在される方、通過される方、外国人の方、ありとあらゆる方のなかで、この条例に影響を受ける人、守る人、制限を受ける人たちを対象としなければならないわけです。そのために「私

たちのまち甲賀市は」として、この「私たち」は「日本国民たる私たち」ではないと。 「日本国民たる私たち」となると、対象範囲が選挙権を持った人がこの条例を守る、 影響を受けるという形で限定的になってしまうので、それではこの条例の本旨が生か されないということから、「私たちは日本国民として」を削らしてもらったのです。

○委員

わかりました。でも、それが本当にいいのかどうかだと思うのです。そういうことで、よそから来た人によっていろいろなことが決まってしまって、結局残るのはわれわれ、昔から田畑を守っている甲賀流の原住民です。われわれが最終的に責任を取らないといけないのです。だから基本は甲賀流の原住民の方だと思うのです。まず甲賀流の原住民を中心として基本考えていただくというのが、これこそ基本条例だと思うのです。そして一時的に来た人も一緒にまちづくりをしましょうと。そういうスタンスだったらスムーズにいくと思うのですが、仕事でパッと来た人と一緒につくって、その人がまた出ていってしまったら、結局そのあとを守るのはわれわれじゃないですか。だから基本はわれわれ原住民ではないですか。

○委員

それはわかりますけれども、法律とか条例は、最後に残っている者がいちばん影響を受けるとか、守る義務があるということではないのです。それだったら憲法も条例も全部、法治国家としての形態がなされなくなってしまう。ただ、委員がおっしゃっている、外国人の方を排除するという基本はそこにあるのでしょう。

○委員

外国の方も一緒にまちづくりをしないといけませんし、よそから来ている方もまちづくりをしないといけません。ただ、線を引かないといけないということだけ申しあげたいのです。私は外国人の友だちがいっぱいいるし、外国の方に対して何もありません。それと、ここを守るのとは話が別です。何もかも許してしまって、サッカーみたいに混在のスポーツになってしまってはまずい。バレーボールとかテニスみたいに線を引いて、しないといけない。

○委員

だから21条は、線引きをしなくてもすむように、わざと「住民」を抜かしてあるわけです。ここは委員の趣旨が生かされているのです。ここで「住民」を入れてしまったら、外国人の方も入ってくる可能性が出てくるのです。これ以上議論を深めないために、あえて「住民」を抜かしているわけですから、委員が何回か会合のなかで発言された趣旨を生かした形がこの条文だということです。これ以上議論したら、誰が誰がという話になってくるので、黙っていられなくなってしまいますよ。委員の趣旨

が生かされている部分がこのなかに入っているから「住民」を取ったというのは大きなことだと思います。

○委員

前文の「私たちのまち甲賀市は」の「私たち」というところで象徴的に、外国人の方も入って、一時滞在の人も入って、この条例をつくっていくうえでよりいい形で、関係される皆さんを対象としていますという形の文言になっていると思います。しかし最後の4行ですけれど、「そこで私たち住民は……甲賀市自治基本条例を制定します」と、「私たちは」ではなく「私たち住民は」としているのは、この条例を制定するのは誰かということに関しては、委員がおっしゃったとおりのことが文章として表現されたと私は理解しています。ですので、あとの「定義」から「住民投票」に至るまで委員のおっしゃるとおりの形のものに、私もどちらかというと同じ考え方ですので、それがこの条例のなかに反映されて文章化できているというふうに理解しています。

○委員

それでは半分ですね。「日本国民」というのを一言前文に入れていただければ、それで私はもういいです。というのは、現実問題として、今、日本の人口は減ってきて、外国の方がどんどん入ってきておられます。それはしようがないことで、これからどんどんそういうふうになってきます。そのときに泡を吹かないように今ちゃんと線を引いておかないと、これは子孫に対するわれわれの責任だと思うのです。まちづくりに参加してもらうのは大事だけど、決めたりするときは一つ線を引かないと、いっぱい外国の方が入ってきたときにはその地域が外国になってしまうということが実際にあるわけです。そういうことをもっと真剣に考えてもらわないといけない。他人事じゃない。自分たちのまちのことだから。耳障りのいい言葉で、外国人と仲良くして混在するのも大事ですが、それと決めたりすることは別です。そこをもう少し真剣に考えてもらいたいと思います。

甲賀市がかまわないというと、甲賀市という市から始まって県になって国になるのですから、ここで緩めたら、甲賀市は入れてくれるのだということで、そういう隙間を空けたらどんどん入ってきますよ。そうならないように、「悪いけれど、これは線が引いてあるから、できないのや」としておいたら何とかいけますけれど、隙間が空いていたら、できるのになぜできないのかといって、そっちのほうがケンカになりますよ。

○委員長

そのお考えは何度も聞いているのです。何度も同じお話をうかがったうえで、今この案でどうですかという話をしているわけです。ですから、ほかの方の意見を聞きま

しょうよ。同じ話を何回もしているのは時間の無駄なので。まだご発言いただいていない方で、この話について自分はこう思うというご意見があればうかがいたいと思います。

○委員

例えばここに「日本国民は」と入れてしまうと、では日本国民以外の方はまちづくりに関して、国籍が日本でないのだからまちを盛り上げていくという役割を担わなくてもいいのだろうかというふうに思えてしまうのです。それと、田畑を守ってくださっている方に関しては感謝を申しあげますし、前回言い忘れましたけれども、骨子案をここまでまとめてくださった皆さんにまずお礼を申しあげたいと思っています。地域で田畑を守ってくださっている方、地域に責任を持ってくださっている方にも感謝をするのですけれども、「日本国民は」としてしまうと、他市から入ってくる方も、「なんだ、甲賀市は地域の者でみな決めてしまうのか」みたいな印象があっても困るなと思ったりしています。

ですので、みんなで議論した結果がここに本当にうまく書いてあるなと私は思って おりまして、「住民投票」のところもこの文言に賛成ですし、前文につきましてもこ れでいいと考えております。

ほかにご発言があろうかと思いますので、私もこの場でこんなことを発言したら笑われるだろうかと思いながら話をしていますので、発言を躊躇されている方は気軽に発言いただいたらどうかなと思います。

○委員

私は、まちづくりには大いに参加してもらわないといけないと思っています。ただ、 決定だけはできないということです。

○委員

それはわかっております。

○委員長

委員は、住民投票の投票権は日本国民に限定するということを明記するべきで、前 文にも「日本国民」という文言を入れるべきだと、こういうことですね。

○委員

前文に「日本国民」が入れば、「住民投票」はこのままでいいです。それで住民が限定されるわけですからね。

○委員長

いや、そういうふうには限定されないでしょう。前文に「日本国民」という文言が 入ったからといって、住民投票を誰がするかというのは決まりませんよ。

○委員

それはそれで一つ線が入りますから、それでよろしいです。

○委員長

線は入らないですよ。

○委員

それは議会で決めることだから。

○委員長

現状でも住民投票は誰がするかというのは議会が決めることなのですよ。

○委員

わかっています。誰が住民投票をやるかというのは議会が決めることだから、私は 前文に「日本国民」さえ入れてもらったら、あとはいいです。

○委員長

前文に「日本国民」が入ろうが入るまいが、それは21条のところとは関係ないのです。だってリンクしていないから。そこが法規範的にいうとお話が噛み合ってないのですけれども、どうしましょうかね。

○委員

委員の趣旨は、外国人の方はまちづくりには参加しても決定権を持たないようにということですよね。その決定権を持たないように法律で歯止めがしてあるのです。地方自治法の第10条から13条に書いてあるのです。これが唯一、法律的な歯止めなのです。第2章の「住民」で、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は」ということで、10条から13条に選挙権とか解職請求とか、要するに地方自治の政治の中枢に関わる部分に日本国民たる甲賀市民が持つ権利がここで謳われているのです。法律的にここで歯止めがかかっているのです。歯止めができているので、甲賀市の自治基本条例はそのなかですみ分けをしていくという、こういう趣旨なのです。

○委員

他市の基本条例を読みましたら、外国人の方も住民投票の投票権があると書いていますよ。

それは常設型の、住民投票はいつでもできますよという形の条例がつくってあって、 そのなかで投票権を有する人に外国人の方も入っていますよという、その地方公共団体の条例じゃないですか。でも甲賀市の場合はそこまでこの委員会で限定しないし、 あるいは内容によって変わるので、常設型ではなく、その都度その都度問題になった ときに住民投票を必要とするかどうかということをその都度の判断に任せるという 個別型にしようということで、この21条の条文は個別型のそういう条文になっているわけです。

だから心配されている部分は、今現在、地方自治法のなかで歯止めがしてあるので す。歯止めがなかったら大変なことですよ。

○委員

それが今、問題になっているじゃないですか。外国籍の方の住民投票の投票権を書いている市がいっぱいあるから、問題になっているのですよ。

○委員

外国人の方の住民投票というのは、住民の代表である議会議員が住民の声を聞きながら、住民投票に対して参政権が必要かどうかという高度な判断をしてもらうために、条例をつくるこの委員会ではそういう高度な判断は当然議会がしなければならないという考え方なのです。私の考えは間違っていないと思いますよ。甲賀市民の代表として議会があるわけでしょう。それを構成しているのが議員さんです。その議員さんが住民の声を聞いて必要なのかどうなのかという判断をしてもらう。これは議会議員の務めです。われわれはその議会議員に代わって、ここで議論をする立場ではないのですよ。だから投票権者を抜かしてあるのです。ご理解いただけないのですけれど、そこは議論の根底なのです。

○委員

議会で議論になったときに外国人に投票権を与えるのに賛成の理由として、これは住民ということになっているのだから外国籍住民にも投票権がある。住民というのは一緒じゃないか。外国籍住民にも投票させるようにしなさい。こういうふうに議会がなってしまう可能性があるわけです。

○委員

そういう心配があるのだったら、議会へ請願書を出したらいいのです。法の規定で 請願書を出せるのですよ。例えば今回の住民投票の投票権者に外国人の人を入れない でくれと。法律的に市民としての立場を主張できる制度があるわけですから、心配さ れていることがあるのだったら、そのときに請願したらいいのです。

○委員

後付けよりも、制度でも事故でも予防が大事です。

○委員

請願というのは予防ですよ。住民投票をする前に請願書を出すのだから予防です。

○委員

副委員長はもしかして外国籍の方に投票権を与えたいと思うのですか。与えたいと 思っていたらそういう話になると思うけれど、与えたらいかんと思うのだったら、こ うしたらいいのに、なぜそうしないのかわからない。

○委員

それは極論です。この21条は必要という人はみな外国人の方に投票権を付与するのを前提としているのか、それは大極論ですよ。

○委員

その可能性が少しでもあったら。

○委員

その可能性はわれわれが決めることではないと前にもお話しているのですよ。

○委員

わかりました。そうしたら、甲賀市自治基本条例の基本は日本国民にしてもらって、 あとの方はみな一緒にやらないといかんと。でも決定権はないと。それさえしてもらったら、あとはいいです。

○委員

その議論と21条の議論は違います。

○委員

それなら21条はこれで置いておいてもいいので、前文に「日本国民として」を入れてください。そうしたら、あとはいいです。このままだと私は納得できない。

この会が始まったときに委員長もおっしゃっていましたけれど、納得しなかったらだめだと。プロセスが大事だ、プロセスが大事と何回もおっしゃっていました。この段階では、「市民の声を聴く会」でこの説明はできません。前文に「日本国民」とい

うのが3回前まであったのに、なぜ抜くのですか。抜かないでそれを入れてください。 これだけでよろしいです。

○委員長

話が前文のほうにいっていますが、今日は条文を1つ1つ確認するということですから、21の「住民投票」のところはこれでよろしいということですね。

○委員

はい。

○委員長

ほかの皆さんは、21条はこれでよろしいでしょうか。

一 同意 -

○委員長

ありがとうございます。

今、話が前文のところにいっております。前文に「日本国民」という文言を入れる ということですが、今日この段階ですから、文章をどういじって「日本国民」を入れ るかということになってくると思うのです。

○委員

前々回までは入っていたでしょう。

○委員長

前々回までは入っていたけれど、文言としてつながらないから、作業委員会で議論をして「日本国民」を取ったわけです。だって日本国民だけではない、それ以外の皆さんにもこれは全部かかってくる条例だから、ここで日本国民だけに限定されているのは筋が通らないですねということで、作業委員会で取られたわけです。だから復活させるとすれば、どこに「日本国民」を入れれば整合性が取れた形の文章になるのかということをおっしゃってください。

前文の下から4行目のところ、ここだけは「私たち」ではなくて「私たち住民は」となっているのはどういうことかというと、最後の「制定します」に関わってくるからです。ここで、制定するのは有権者だよということをいっているのだから、「私たち有権者は」というふうにいってもいいのかもしれない。ただ、「日本国民は」といったら、今度、甲賀市に住んでいない日本国民も含んでくることになりますから、「私たち甲賀市に住んでいる日本国民は」と書くのですか。そうしたら未成年の人はどう

なりますか。全部それを書くのですか。そう書けないから。

○委員

書けないのですか。

○委員長

甲賀市に住んでいる日本国民で、さらにもっと厳密にいえば、制定するのは3カ月連続して住んでなくてはいけなくて、しかも20歳以上で、もっといえば公民権が停止されていない人、そこまで限定して前文に書けますか。そんなことは書けないから、そこはもうちょっと包括的な言葉でやりましょうというのが作業委員会としての判断だったと思うのです。だけど、そこは何としても「日本国民」という文言を入れるのだとおっしゃるのだったら、こういうふうに入れたら整合性が取れるということを対案として出していただかないと、今この段階でみんな困ってしまいますよ。

○委員

対案は、「日本国民として誇りを持つ」を入れてもらいたいのと、「まちづくりには皆さんに積極的に参加していただく」、そういうふうに入れていただいたら問題ないでしょう。住民はいろいろな責任を負うと。「まちづくり市民」という言葉をつくって、そういうなかに外国籍の方とか市外の方を入れたら、これは何も問題ないじゃないですか。私たち住民だけではまちづくりはできないから。

郷土愛を持つというのは、われわれ田畑を守っているような原住民は郷土愛を持っていますけれど、外国から来られた方が甲賀市に対する郷土愛をお持ちですか。持たなくてはいけないというふうに彼らを縛るのですか。だから、はじめのところに、日本国民として誇りを持って地域をつくると。地域をつくるにあたっては、外国籍の方にも協力いただいて、よそから来ている方にも協力いただいて、そして一緒にいいまちをつりましょうと。それだったらスーッと流れていいと思うのです。

○委員長

もう少し具体的にどこの文言をどう直すとおっしゃってください。

○委員

文言をつくるのは委員長が得意じゃないですか。

○委員長

前文の下から4行目のところで、「日本国民」という言葉を委員が入れたがっているのは作業委員も知っていますから、そこを例えば「私たち甲賀市に暮らす日本国民は一人一人が郷土愛を持ち」というふうにしようかという議論がありました。だけど、

「私たち甲賀市に暮らす日本国民は」としたら、それは「制定します」とつながって、結局、未成年の子とかは制定に加わっていないよねと、厳密にいったらそうなります。

○委員

そうなるのですか。

○委員長

「条例を制定します」が述語です。制定するのは主権者でしょう。有権者でしょう。 そうすると「私たち甲賀市に暮らす日本国民は」というのはどうも文章としてしっく りこないねということで、作業委員会ではそうはしなかった。だけど委員の今おっし ゃる意見をそのまま入れるとして、下から4行目を「そこで私たち甲賀市に暮らす日 本国民は」にすれば、いいですか。

○委員

下から8行目の「私たちは日本国民として誇りを持ち、先人が長年にわたり培って きた甲賀市の歴史と文化に誇りを持ち」、ここに入れたらどうですか。

○委員長

「私たちは日本国民として」を下から8行目に入れたら、ここでいっている「私たち」は全部日本国民になってしまう。そうすると、では甲賀市にいらっしゃる外国人の方も日本国民としてそういうふうに取り組まなければならないのですか。

○委員

そうなるのなら、「それ以外の方は一緒によいまちにしていきましょう。協力して一緒にまちづくりをしましょう」、そういう文言を入れたらいい。下から4行目も「私たち住民は一人一人が郷土愛を持ち、他国籍の方々とも協力し、自治の担い手として自覚を持ってまちづくりに取り組み、理想郷を実現します」ではどうですか。アドリブですからあまりきれいになっていませんけれど、そんな感じです。

○委員長

「日本国民」は入っていないですね。

○委員

「日本国民」は8行目に入れるのです。「私たちは日本国民として誇りを持ち」として、下から4行目は「他国籍の方とも積極的に協力し、自治の担い手として」、こういうふうにしたらどうでしょうか。

○委員長

どうでしょうかとご提案いただきましたので、皆さん、どうですか。下から8行目のところに「私たち日本国民は」と入れる。下から4行目には「私たち住民は他国籍の方々とも協力し」という文言を入れるという形に直したらどうか。そういうご提案ですけれど、皆さんはそのご提案についてどういうご意見ですか。この案がいいのか、原案がいいのか、はたまた別の案があるのか。今アドリブでいただいていますので、皆さんのお手元に案がなくて議論しづらいかもしれませんが、今日確定をするというのがお約束でしたので、今ご提案いただいた案でいくのか、原案でいくのか、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

○委員

私は作業委員ですので、原案でいいという立場の話になるのですが、下から4行目に「他国籍の方と協力して」という言葉を入れると、「協力して甲賀市自治基本条例を制定します」というように取られかねないので、逆に意図されていることと相反するようになってしまうのではないかということを危惧しますので、「他国籍の方と協力して」はここに入れないほうがいいと思います。

下から8行目に「日本国民として」を入れるということに関しましては、もう少し下に「地域の課題の解決に向けて協力して取り組まなければならない」という部分がありますので、この文章につなげていくとなると、地域課題は日本人だけの問題でもないと思いますので、ここに「日本国民として誇りを持って」というのがかかってくる文章になってくると思うのです。それも、日本国民だけが地域課題の解決に向けて取り組むような誤解を招きやすい表現になってしまいそうな気がしますので、原案のままでいいと思います。

○委員長

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○委員

「日本国民」という言葉を入れるとすれば、8行目に「私たちは日本国民として」とするのがいいと思います。「地域課題の解決に向けて協力」の前に、「他国籍の人」と書くのか、「日本国民以外の仲間たち」と書くのか、それはわかりませんけれど、そこに日本人以外の、日本国籍を持たない人も含めたらどうかと思います。

○委員長

第3の案が出ました。下から8行目に「私たちは日本国民として」と入れて、下から6行目に「地域の課題の解決に向けて他国籍の方々とも協力して」と入れるというご提案が第3の案として出てきました。

○委員

作業委員会としては、「私たち」という言葉が3つも出ているのですが、どこに「日本国民」を入れてもらっても、ここは日本国民になってしまうのです。4行目であろうが8行目であろうが「日本国民」を入れたら同じなのです。「日本国民」を入れようと思えば、「私たち」という言葉を取ってもらわないかぎり無理なのです。この条文の趣旨からいうと、「私たち」という言葉と「日本国民」という言葉を分離した条文のつくり方でやらないかぎり、ちょっと無理があるのです。

地域の課題を、特定の人を名指しで一緒に解決しようという言葉を本当に入れていいのかどうか。外国籍の方だけと地域の課題を解決しようということはないと思うのです。あらゆる層の方と地域課題は解決しなければならないので、ある特定の層をつかまえて、その人たちを前文に出してくるのは、この人たちが問題を起こすのを前提としたような表現になってしまうので、これはよくないと思います。

○委員

そうしたら「住民以外の方」にしたらどうですか。

○委員長

そうやって新たに次々提案をされると終わらないと思うのです。これはどう収拾を つけようとお考えですか。

どうしてもこの前文のままではだめだ、この前文を変えないと「市民の声を聴く会」には持っていくことができないとお考えの方はどれくらいおられますか。お2人の委員ですね。では、おおかたの方はこのままでいいよと思っておられるわけですね。その方たちが納得できるような案が出てくれば、ここは変えられると思うのですけれども、今アドリブで次々出されると、皆さんが納得できるようなものが出てくるのかなと。

だから、とりあえず今の案で「市民の声を聴く会」にいって、また市民の方たちからいろいろなご意見をうかがってから、最終、直して提言をすると遅いのですか。今日ここでどうしてもそれを変えないと間に合わないのですか。

○委員

それを変えておいて、また直すのでしょう。

○委員長

「市民の声を聴く会」というのは、市民のいろいろな方たちの声を聴いて、これはなるほどと思うところについては変えていく、反映させていくために、われわれは市民の声を聴きにいくわけです。だから今日ここで、これが全部完全になるわけではないので、今ここで成案が得られるのだったらいいですけれども、この場でアドリブで出されていてもなかなか成案にたどり着けそうもないので、本当に今どうしても時間

をかけてやることかなと感じるのですが。

○委員

だからほかの意見も聞いて変えると。プロセスを踏んでやっていくわけです。

○委員長

プロセスを踏んでやっていくということでいうと、「市民の声を聴く会」でいろいるな意見をうかがって、それを踏まえて最終的に市民の声を聴いて、これはなるほどと思うところについては皆さんで直す作業をしていくというのがプロセスです。

○委員

それだったらあとで結構ですので、先にほかの話をしてください。

○委員長

わかりました。では先にほかの話にいきましょう。

大変お待たせいたしました。17、180「区・自治会」及び「自治振興会」です。 19ページから21ページまでの内容について皆さんにチェックをしていただきたいということを前回お願いしておきました。この形で市民のところへ持っていったときに、それこそ皆さん説明できるだろうか、あるいは市民の皆さんからこんな質問が来るのではないか、このときにどういうふうにわれわれは答えたらいいだろうかということもあり得ると思うので、17、18についてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

区・自治会はずっと昔から、まちが出来上がって、そして市になっても続いています。甲賀市には200の区・自治会があって、住民の代表として要望等を行政に伝える。区・自治会において行政のするべきことを伝達する。そして住民に信頼されている組織である。これは変えることはできないのです。ただ、自治振興会は平成23年に立ち上げられて4年目になるわけです。

区・自治会と自治振興会の役割、そして行政として将来、区・自治会と自治振興会をどういう方向づけにするのか、そこが問題だと思うのです。2つの組織を持つのか、あるいは区長のなかに自治振興会を入れるのか、あるいは自治振興会の組織のなかに区・自治会の組織を入れて、2つを代表したものになっていくのか。これは行政が将来どのようにするかをはっきり決めてもらわないと、われわれからこうだとは何も申しあげられない。

私は前に「協働」という言葉を申しあげましたが、自治振興会には95万6000 円の事務加算金が交付され、その中に事務費があるわけですけれど、それが23の地 域に公平に配付されている。そこを今後どのようにされるのか、そういうことがありますけれど、区・自治会についてはさわる必要はないと思います。

○委員

私も作業委員なので反対意見を出す立場ではございません。ただ、17番の「区・自治会」の2番目ですけれど、ここに書いてあることは何ら間違いがないのですが、「市民の声を聴く会」で地域に行ったときに、現実の話として、区・自治会の空白区域が何カ所かあります。そういったところに住んでいる人たちが、「区・自治会の諸活動に参加し、課題をみんなで共有し、住みよい地域社会をつくる」ということを聞いたときにどう思うのか。実際に区・自治会がそのエリアにはなくて、そういったことに興味を持っていないし、こちらが呼びかけても組織をしないというような地域が実際にあります。そういった方々がこの条文を読んだときに、「では、われわれはどうしたらいいのか。自治会をつくらなければならないのか」というような意見が出てくるかなと思います。当然つくっていただいて、こういった内容の活動をしていただきたいのですけれど、私の経験からいうと、何カ所か行きましたけれども実際にできないというような地域もございますので、そういったことも頭に置きながら、「市民の声を聴く会」には臨むべきだと思います。

○委員長

「区・自治会」のところはさわる必要がないのではないかというご意見と、とはいえ、区・自治会の空白区域があるなかでこういう条文ができることは、なかなか共感いただきにくいでしょうけれども、できるだけつくってくださいと働きかける根拠にはなるということで、当然反発もあるだろうけれども、そういうことを覚悟して「市民の声を聴く会」に行きましょう、こういうご意見でした。

「区・自治会」のところはそういうことですが、むしろ「自治振興会」のところはいろいろ課題があるということで、そこは市としての考えをはっきりしてもらわないといけないというご意見もありましたが、市としての考えはたぶん今のところ、この条文に書けているぐらいの考えしかないのでしょうね。

○委員

私は自治振興会をつくるときに区長会長で、自治振興会の委員として立ち上げから携わりましたが、区長でしたので、自治振興会というものをよく理解いただいていないうちに立ち上げをしないといけないということで、ここの部分をどう理解いただくかということなのです。1年任期で2年継続の区長さんもおられますし、1年交代の区長さんもおられるのですが、自治振興会は自分のところの区だけではなくて学区単位なので、区を超えた領域の1つの団体ができるということから、では働きはどういうすみ分けができるか、そこがいちばん難しい部分だったのです。つくるときに出た

のは、区長が上で自治振興会が下なのか、それとも逆なのか、そういう上下の議論で した。

自治振興会が今後どういう役割をしていくかという部分は、区単位につくらずに学 区単位につくった意味はどこにあるかということです。区単位なら自治振興会はいら ないのです。区があるから。でも学区単位であるのは区長会だけなのです。区長会は 事務連絡的な部分で、施策的なことはありますし、行事とかそういうことをすること はありますけれども、お互いがまちづくりで協働するということはそんなにないので す。そういうなかにあって自治振興会は、少子高齢化になってきて、1つの区で悩み や思いを遂げることができないのを広域的にカバーしていこうではないかというと ころで自治振興会という組織が生まれてきたわけです。

だから私のまちの区長会のときもその話を最初にしました。なぜ自治振興会をつくる必要があるかという、そこの必要性が理解されていないと、今後この自治振興会をどう運営していくかというところのオペレーションにならないと思っていましたので、区長さんは毎年あるいは2年に1回替わっておられるけれど、自治振興会は毎年替わることはないのです。

私は初代自治振興会の会長を仰せつかりまして、規約も全部つくりましたので、そういう趣旨はよく理解できるのですが、どういう働きを今後していくかというところをきちっと自治基本条例のなかで謳わないといけないと思います。同意語とか美辞麗句、言葉のきれいな形でこれを流してしまうと、自治振興会はいずれ一部の人たちがやっておられる団体だというふうに決めつけられてしまって、次のなり手がなくなる、そういう形につながる可能性があると思っています。「あれは彼らがやっていたらいいんじゃないか」という形になってしまっては、ボランティアをする人がなくなってくるということになります。ですから、自治基本条例のなかで、自治振興会はこういう責任と役割があるのですよというところをきちんと条文で謳っていかないと、代が替わったらその精神が引き継がれなくなる可能性があると思います。

○委員長

どういう役割があって自治振興会をつくられたか、どういう人たちがそれをやっていくのだというところを明確にするために、この条文としては、「広域的な地域課題の解決を図りながら、住みよい地域社会をつくるために、概ね小学校区ごとに設けられている」とか、「その地域に住む、または活動するすべての方を範囲として、特色あるまちづくりをやっていく」ということが謳ってある。さらにいうと、「市長と行政は、その取り組みに対して支援を行っていく」という市側の責任も書いてあるという形で条文はできているわけです。これに対して不足があるとか、こういうことが懸念されるけれどどうだろうかというところがあれば、皆さんからご意見をいただいたほうがいいのではないかということで、前回、作業委員会からここについてもう少しご意見をほしいということでした。

19ページの17の「区・自治会」につきましては、この文言で現状では結構だと思います。ただ、区・自治会の加入はあくまでも任意でございますので、区・自治会によりましては未加入の方がたくさんいらっしゃっても強制ができないということで、なかなか市行政のほうからも干渉できないし、各地域の地域市民センターからも干渉できないという形で、仮に転入届を出していただいたときでもその話はできないということで、このことにつきましては問題になっていることは事実でございます。もちろんそういうことにつきましては何かいい方法を考案していかないといけないと思っています。

18の「自治振興会」のほうですが、先般ある会議がありまして、是非ともこのことについては申しあげてほしいということが1つございます。それは、区・自治会と自治振興会は一体化になったものでなければならない。一体化をしたなかでコミュニティの組織をしていかないといけない、ということを是非とも提言をしてほしいと託されてきました。そのとおりだと思います。

それで、「自治振興会」の1のところを「自治振興会は、概ね小学校区ごとに設けられ、区・自治会等の関係団体と一体となり、お互い連携のもと、広域的な地域課題の解決を図りながら」という形にしてもらえたらありがたいと思います。

○委員長

21ページの18の「自治振興会」のところを、「区・自治会等の関係団体と一体となり、お互い連携のもと、広域的な地域課題の解決を」というふうに文言を直してもらえればというご発言でしたが、それこそ地域特性によって、区・自治会と一体化してすでに取り組んでいこうという方向性を持っているところもあれば、区・自治会とはまったく別個というところもあって、一体となるなんてとんでもないという意識もあるのかなという気がするのですが、どこの地域でも「一体となる」でいいよということだったら直せばいいのですが、ほかの方、ご意見はいかがですか。

○委員

自治振興会というのは、「好きな者が好きなことをやって、会長はたくさん金を持っている」という噂もちょいちょい出ているのですが、みんなボランティアですよ。ただ、区長さんとしては自治振興会はできません。やはり区長さんという信頼された住民と市とのパイプがある。しかし、区と一体ということは確かに重要かもわかりません。人集めにしても、いろいろな開催にしても、区長さんの力なくしては自治振興会の運営はできないと思います。ですから、将来一本化になるという方向づけをはっきりと謳っていただくと、そのような方向づけで区長さんも自治振興会のほうにもっと協力していただくということになるわけです。

「好きな者同士が集まって好きなことをして、たくさんお金をもらっている」とい

うことを噂されているなかで、ボランティアをしているわけです。ただ、協働という 名の下にそういう定年の人たちを自治振興会にかき集めて、行政がすべきものを自治 振興会がやるという方向づけはいかがなものかと思います。

自分たちの住んでいる小学校区は自分たちの力で自分たちの手で住みよいまちづくりをしましょうと。ですから私どもの「みなくち自治振興会」はまちづくり基本計画を今つくっているのです。それぞれの自治振興会について、私たちのまちはこのようなことを制定しますと、自治基本条例と同じように前文を書いて、われわれの場合ですと「緑と水に育まれ、歴史と文化を持つ、風格あるまち みなくち」という大きなテーマを掲げてやっているわけです。

区長さんと一体になってやるというのは、自治振興会の役員と区長さんの役員をど う今後、市が考えておられるかが問題ではないかと思います。

○委員長

要するに、区・自治会等と一体化する方向で市が考えているのだったら、先ほど提案された「区・自治会等の関係団体と一体となり」という形で文言を変えてもいいけれど、そこまで市は考えているのか、それによるのではないか、こういうことですね。それでは市のことですから、今後の自治振興会と区・自治会のことがおわかりの方はおられますか。

○委員

自治振興会を設立した趣旨はお話いただきましたので、どういう仕組みで地域のほうにお願いしたかというと、自治振興会は、概ね小学校区のエリアで、区・自治会をはじめさまざまな団体が連携できる一つのお皿のようなもので、そのお皿に区・自治会、老人クラブ、PTA、さまざまな団体が乗っていて、そこで連携できる仕組みとして創設していただきました。こういう言い方をしたら専門的かもしれませんが、この仕組みをプラットフォームという言い方もします。

区・自治会は、そこでいちばんの基本になる団体ですので、必ず区・自治会は自治振興会に参画していただいているという条件は必要であろうと考えました。区・自治会がそっぽ向いているなかで自治振興会はおそらく地域の総意とりまとめはできないだろうということもありますし、区・自治会は必ず参画という言い方をしてきたのですが、主体的に自治振興会に関わっていただくということです。

ご提案の一体化という話は、もちろんそのとおりですけれども、「区・自治会等の関係団体」となると、すべてのお皿に乗るであろう団体というふうに捉えられますので、「連携」という言い方をしています。それは作業委員会のほうで考えていたのですが、私も地域コミュニティ推進室にいた立場から申しあげますと、「一体化」という表現をしていただきたいのはやまやまですけれども、区・自治会だけをそこで取り出して「一体化」、そのほかは「連携」という言い方でよいのかどうかというのは非

常に難しいと思います。あまり答えになっていないかもしれませんが、そういう思いを持って進めていましたので、よろしくお願いします。

○委員長

そうすると、「区・自治会と一体となり、関係団体等の連携のもとに」みたいにしないほうがいいということですか。

○委員

委員長がおっしゃったような形でよいと思うのですが、必ず区・自治会以外の団体が自治振興会と連携しなければならないということはないですし、それは両方が必要に応じてという意味ですので、今のような言い方で私はよいのかと思うのですが、それでは曖昧ですかね。

○委員

私はそれで結構です。

○委員

一体化というのは、その範疇はどこまでのことなのか理解できない部分もあるのです。自治振興会が発足して4年目に入りますが、23の自治振興会エリア、26の自治振興会組織は各々違うわけです。例えば以前からコミュニティ活動をやられているところは自治振興会との協力関係は一体に近い形になっているのではないかと思いますし、われわれのようにコミュニティ活動をまったくしてなかったところは、自治振興会と区・自治会との関係は連携をしないといけないということに重点的に取り組んでいるわけですから、ここで「一体化」という文言が入っても、なかなか理解されない部分もあると思います。

この条例は4年後に見直すということですから、そういうことが大事だということになれば4年間取り組んで、やはりこれは「一体化」という文言を入れたほうがいいということであれば、その時点で改正をしたらいいのではないかと思います。

○委員長

「一体化」という方向性を入れたいのはやまやまだけれども、地域事情としてそうなっていないところもあって、現段階で入れるとむしろ逆に反発を招いてしまう可能性もあるので、今は「連携」という原案のままにしておいて、機が熟してきたら、4年後の見直しのときに「一体化」という形にするというぐらいではどうだろうか、こういうことです。地域事情がたぶん地域によって違うだろうと思うので、私も全部をつかみかねているのですけれども、「一体化」と書かれるとちょっとまずいなという感触をお持ちの地域もあるでしょうか。うなずいておられる方もいらっしゃいますね。

「一体化」というふうにしたいという意図はわからないでもないのですが、「一体化」というその中身がはっきりしないのです。私どものところは自治振興会のなかに区・自治会の区長さんも組織の中にちゃんと入っておられるのですが、それをもって一体化といえるかというと、当然、区の役員は区長さん以外にも副区長さんとかほかの役員さんもおられるわけですし、財政は別になっていますし、事業内容も自治振興会の事業に組織の一員として加わっておられる以上参加していただいているのですが、区の事業は9割以上われわれとは別途あるわけですし、なかなか「一体」という内容が判然としていないのです。だからどこまでを「一体化」というのかと考えると、ここは「連携」のままでいいと思います。

○委員

私が申しあげている「一体化」というのは、自治振興会は23年に立ち上がって今年で4年目になるわけですが、私どもの地域は雲井自治振興会という形になっておりまして、そのなかにいくつも部をつくっていこうということで現段階では5つの部ができています。しかし、部はできていても部会員がなかなか決まらなくて、部会長だけという部会もございます。それでは部会の仕事も前に進まないということもありましたし、いろいろな部のなかの事業と区の事業がぶつかって摩擦が出ていた部分もありました。そんなことから、今年度になって各部会に各区から1人ずつ入ってもらうことになりました。雲井の5つの区から1人ずつそれぞれの部会に入っていただくと、区のこともわかるし自治振興会のこともわかるということで、部会の仕事を一緒にやっていくという形に今年度から変えたところです。

そういったことで私は「一体」ということを申しあげたのですが、4年後の見直しのときでも結構ですし、今ここで「一体化」という文言を入れることにはこだわっておりませんが、そういう意見を聞いておりましたので申しあげたところです。

○委員長

「一体」ということの指し示す内容をうかがうと、自治振興会の役員さんとして区から出ていただくというようなことだけれど、それを「一体」という言葉で表現できるかというと、ニュアンスとしてはわかるのですが、条例の文言として「一体」という書き方が果たしてできるかどうか。そういう意味でいうと、「関係団体との連携」ということで緊密な連携を高めていっていただいて、「一体」と書いても大丈夫そうになったら「一体」という形にするということで、意味合いとしては「連携」というなかにまさに一体化していく、緊密に連携していくということが含ませてあるのだという理解でいかがでしょうか。

結構です。

○委員長

ありがとうございます。 ほかに、自治振興会あるいは区・自治会に関してご意見はよろしいですか。

○委員

18の第1項ですけれど、条例で文言がここに出ている以上、「まちづくり計画」を策定しなくてはならないのでしょうか。

やはりそれぞれの自治振興会に温度差があるのです。それを平等ということで、事務費を小さい区も大きい区も公平に95万6000円を配付する。それは余っても返金することは結構ですよということになっているのです。しかし、例えば小学校区を18とか26とか、あるいは10以上持っている区に対する平等・公平というのは絶対に再考してもらわないと、自治振興会を推進するにあたってやっていけなくなります。事業が多ければ多いほど事務費が増える。それでは足らなくなる。しかし小さい区は95万6000円という金は余る。その余った金は自由に使っていいという、不平等さがあるというところはいかがなものかと思います。この文言とは何ら関係ありませんが、ただ、普段一生懸命にやっている自治振興会においては大変残念だなと。あなたたちの自治振興会は気張りすぎだから、事業をもう少し減らして、もっとゆっくりしなさいというのであれば、そのようにしますけれども、そういうところは行政がしっかりと支援を、ここにも「支援を行います」書いていますので、支援ということはお金のことだと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長

今おっしゃっていただいたようなことが、「市民の声を聴く会」に行くとご質問とかご意見で出てくるのだろうと思います。その際には、第3項のところに書いてあるように、今は一律の金額かもしれないけれども、「地域特性や実情に合わせた取り組みに対して必要な支援」ですから、当然、地域特性で、小学校区が多いところや少ないところがあるかもしれませんし、また、「まちづくり計画」についても、義務とは書かれてはいないけれども、「『まちづくり計画』に基づき」と謳ってあることによって、「まちづくり計画」に基づいてやっているところにはきちっと支援がいく、それがぐらぐらのところは支援のしようがないとか、そういう違いが今後出てくる可能性が、この条文をつくることによって出てきて、それこそ一生懸命に活動に取り組んでいる自治振興会の皆さんにとっては追い風になるような条例になってくるだろう。そういう説明をしていただくといいのではないでしょうか。

作業委員会では、自治振興会は甲賀市の税金で交付金を出しているわけですから、これの根拠性はどこにあるかと聞かれれば、交付金規定ではなくて、市民の税金だから条例に基づいて交付しなければならないのです。そのときに第2項の、自治振興会で策定した「まちづくり計画」に基づいて取り組む、それに対して交付金を市が交付しているということです。交付金の根拠性はここにありますので、「まちづくり計画」は義務でなければならないと私は思っています。つくってもいいし、つくらなくてもいいということではなくて、必ず「まちづくり計画」に基づいて、ただ、それが中長期計画になるのか、短期計画になるのかはそれぞれの自治振興会の考え方があるかと思いますから、そこまでは網を張る必要はないと思いますけれども、「まちづくり計画」は義務づけなければならないと思います。交付金の根拠性はここで持ってこなければいけないと思います。

大きな自治振興会もあれば、小さな自治振興会もあって、それに基づく地域の広さも違いますし、人口も違います。そのときにお金がどこで有効性を発揮するかというと、人口だけで発揮するのか、面積が大きいだけで発揮するのかということもあって、国の地方交付金と同じ考え方で、人口が少なくても面積が広ければそれだけ治めるのに苦労するだろうから、その苦労をする部分を特別交付金という形で見ましょうということで、国の地方交付金制度はあると思うのです。

そういう部分をもっと配慮してくれというご意見ですが、それはここでは謳えないので、そこは運営面のオペレーションの問題だと思いますので、議論の過程の一つだというふうにご認識いただければと思います。

○委員

「市民の声を聴く会」で質問が出てくるのではと思いますのでお聞きしたいのですが、人口はこれから10年先、15年先、20年先にこういうふうな形の人口推移を甲賀市全体がしていくであろうと。そのときにこの自治振興会なり区のあり方がいいのかどうか。自治会に関してはこれまでからあることですので、これに関してはいいと思うのですけれど、自治振興会の今の形をどうこうしていこうというのを検討しておられるところがあるのかないのかだけおうがいしたいのです。あれば、方向性がこういう形でできるだろうということが説明できると思いますし、なければ、ないなりの話をしなければならないと思いますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長

これは事務局からお答えいただきましょう。

○事務局

各自治振興会に行かせていただきますと、将来的に集落が高齢化・過疎化という状

況になるなかで、すでに区の役員になれる方等も限られてきて、区・自治会としての 組織運営に将来支障が出てくるであろうという懸念の話も現場では聞いております。 そういったことも考えまして、その受け皿となる部分で、早い段階からの自治振興会 の立ち上げも意味合いとしては含まれていると私も思っております。

ただ、早々に区・自治会と自治振興会の将来を、「一体化」という言葉のなかで表現できるのかというと、なかなかそこも難しい段階でございますので、課題としては、区・自治会とこれから10年先、20年先の自治振興会のあり方については、どうすべきかというものも具体的に慎重に話し合ったこともございませんが、今後そのことについては皆さん方と、どういうふうに将来的にそこを調整していくのかという話し合いは当然必要になってくると考えているところでございます。

○委員長

将来的に高齢化とか過疎化ということの受け皿になり得るものとして自治振興会をつくったと。だからといって10年先、20年先に完全に一体化のものになっていくとまでは市としては言い切れないというところで、奥歯に物が挟まったような、皆さんに説明しづらいところがあるかもしれませんけれども、現段階ではそういう理解だということでした。

ほかに、区・自治会あるいは自治振興会に対していかがでしょうか。

○委員

区・自治会、自治振興会のことにつきましては、第2部会のなかで担当させていただきましたチームの一員としてお願いがございます。今、区・自治会や自治振興会の関係というのが議論されているところですが、区・自治会はやはり尊重しなければならないと思います。自治振興会を運営していこうと思うと、私も綾野地域市民センターにおりましたので、自治振興会と一緒に活動させていただくなかで、区・自治会がなければ自治振興会は広域的な地域課題の解決はできないという思いを持っておりました。

しかしながら、綾野は区・自治会の組織率は半分ぐらいで、区・自治会に入っていない方が半分いらっしゃるのですが、テーマ型のさまざまな活動をされている方たちの参画もあったところです。「市民の声を聴く会」に行ってくださったときに、区・自治会と自治振興会の関係は皆さんが議論されるところだと思うのですけれど、まちをつくっていくなかで区・自治会はもちろんなければならないところですが、そういったいろいろな活動をされている方も自治振興会の活動にご参加くださって、よいまちを一緒につくってくださっているというところも頭の片隅に置きながら、「市民の声を聴く会」にご参加いただけたらと思っております。よろしくお願いします。

○委員長

地域特性に応じて区・自治会とほぼ一体化ということ、区・自治会の組織率が高くないところで、逆にテーマ型の団体ともうまく手を組みながらやっている、そういう自治振興会もあり得る、こういうお話でした。それは、地域特性をそれぞれ生かしていけるような条文で今ここは考えていますよということですね。

今のところ区・自治会、自治振興会に関しては、「市民の声を聴く会」へ行ったら 市民の皆さんからこういう声が出るだろうということで、いろいろご発言をいただい ていますが、条文自体はこれではちょっと具合が悪い、いじるべきだという話はござ いませんか。よろしいですか。

一 同意 一

○委員長

ありがとうございます。では、いろいろとこんなことがあるのではないかという議論をいただきましたけれど、条文自体は、「一体化」というところもありましたが、とりあえず原案のままいかせていただくということにしたいと思います。

あと3つ、4つ議論しなくてはいけないことが残っておりますので、もうしばらくお付き合いください。

25ページの22の「国・県・地域との関係」です。以前は「分権という考え方に基づいて国・県・地域は対等」みたいな文言が入っていたところは、それは具合が悪いだろうということで前回お示しいただいたときに「地方自治の本旨に基づいた適正な関係を築く」という言葉に変えていただいているわけですが、これで大丈夫だろうかということを皆さんに文言を確認いただきたいということを作業委員会から宿題としていただいておりましたが、いかがでしょうか。

一 特に意見なし 一

○委員長

ここは前回と変わっていないところでありますので、皆さんはすでに目を通していただいているはずですから、特にご意見がないということは、これでいいということにさせていただきたいと思います。

一 同意 —

○委員長

33ページの30の「説明責任」です。「市長等は、行政運営の情報をその計画段階から実施・評価に至るまで、さまざまな段階で市民に対し適切に公表し、透明性を高め、説明責任を果たします」、こういうことですが、「その計画段階から実施・評価

に至るまで」ということは果たして本当に、市長等というと執行機関の職員の皆さんはこれでやっていけますか、大丈夫ですか、タイミングがこうなってしまうと相当きつくないですか、というようなことが作業委員会のご配慮で、皆さんにチェックをしておいていただいたほうがいいですよということで前回出ていたのだと思いますが、これはどちらかというと庁内委員の皆さんから、現実問題としてこれで大丈夫かというところを聞きたいのですが、ご意見があればお願いします。

一 特に意見なし 一

○委員長

特にご意見がないということは、気を配ってはいただいたけれども、そういう時代 だからこれはやっていかないといかんなというふうに、庁内の方も協力していただく ということでいいですか。

○委員

「計画段階から」というのがすごく難しい点です。これは意思形成過程という、何か施策を行う場合に、これをやろうというその段階を「計画段階」というのか、もしくはある程度どういうふうにやっていくかというのが固まった段階を「計画段階」とするのか、そのあたりは非常に難しい解釈になると思います。ですから、そのあたりは補足説明で、そこまでは書ききれていないと思うのですが、「出せる範囲で」という意味を含んでおかないとだめかなと思います。

○委員長

これは条例の条文ですから解釈が難しくならないように一義的に、意思形成過程が始まるところからなのか、それともある程度計画が固まってからなのか、その解釈が分かれないような文言であったほうが本当は望ましいのだろうと思うのですけれど、うまくそれに置き換わるような言葉があれば直すほうがいいのかもしれませんが、思い浮かばなければ、とりあえずこれで「市民の声を聴く会」に持っていって最終段階で考えるということになりますけれど。

○委員

実は、この前から、「説明責任」が条例のなかでいちばん問題になると思っていたのです。確かに「住民投票」もいろいろな形でご議論いただきましたけれど、最終的に「説明責任」はかなり難しいところです。なぜかというと、これで住民運動が起きます。市の行政がひっくり返ったりする可能性がある、非常に大きな意味を持つのです。いつの段階から市が市民に対してその計画を公表する必要性の義務があるかということを条例で謳っているわけですから、例えば市がこういう計画をしようと思って

いるという、そういう段階から地域の皆さんに下ろさなければならないときもありますし、計画の青写真ができて、その地域の皆さんから質問を受けてもその計画図が示せる段階で公表するという形を取るのか、ここが宙ぶらりんの議論のなかで一人歩きしていくと、できることもできなくなるということから、参考にした鈴鹿市の条例もこのような形になっているのですけれども、ここは正直なところ非常に難しいと思っています。

ですから、ほかのところも全部重要ですけれど、ほかのところはこの条文によって 議論が分かれるということはそれほどないと思うのです。ところが「説明責任」の部 分は人によって取り方が違って、条文を虫眼鏡でのぞかないと条文の心がわからない ような形になってしまっては困りますので、そのときに住民の方が「自治基本条例の なかでこう謳ってあるじゃないか。なぜこの時期にこんなものを持ってきたのか」と いう話になる可能性が高いと思っています。

明晰にきちっと条例のなかで謳えるという部分は、どの段階を条文として謳うのが 地方自治の本旨に沿ったものなのかどうかというのは難しいということで、これは全 体会議で皆さんの意見をお聞きしたいと考えたわけです。作業委員会のなかに市の職 員の方がおられるので、率直なところ事業によって変わってくると思うのです。初期 段階で公表しないといけないような事業もありますし、計画書がまとまらないととて も下ろせないというものもあると思うのです。そこをどうこの2行か3行のなかに落 とし込むかという、ここの手法がいちばん難しいと思っています。

○委員

「説明責任」のところは、これから述べます3つの観点から非常に重要だと認識しています。1つは、市政は市民の信託を受けてやっているわけですから、諸活動について説明責任を果たすということは非常に重要です。もう1つは、これからの市政は市民参加、協働の取り組み、こういったことが非常に重要です。この取り組みについての前提は説明責任であるというのが2つ目です。3つ目は、行政や議会の透明性を高めるという観点から考えると、政策形成の段階から説明責任を果たすということが重要です。ですから、この「説明責任」は非常に大事だと思います。

それから、「計画段階から実施・評価に至るまで」と明確に書いてありますが、これでやれるというのなら非常によろしいですけれども、言葉を換えるのであれば、「政策形成から」という言葉でもいいと思うのですが、非常に重要だということだけは申しあげておきたいと思います。

○委員長

副委員長からは、その難しさについて、そして今のご意見は、その重要性について、 それぞれご発言がありました。それを受けて、実際にやっていく市長等にあたる皆さ んの責任は重大ですけれど、「計画段階から」と書いてあったときに、「計画段階で全 然情報をくれなかったじゃないか」ということで市民からあとから突き上げがくる可能性もあるよということを心配されたのですけれど、それは大丈夫ということをお聞きしていただいていると思うのですけれど。

○委員

私はこの条文でいいと思います。「市民に対し適切に」と書いてあるので、適切だ と思う段階で適切なものだけ公表すればそれでいいわけですから、その判断が間違っ ているかどうかというのは立場によって違うわけですから、これでいいと思います。

○委員長

「適切に」という文言があることで読めるだろうということです。

○委員

副委員長はじめ、皆さんのご意見を聞かせていただいたなかで、非常に望ましいことではありますけれど現実問題としてできるかということと、約束した以上はそれを励行しないといけないという責任を負うことになりますので、そういったなかで文言としては、これはあくまでも私の思いですけれども、「行政運営の情報を市民に対して適切に公表して、透明性を高め」という表現に改めて、これはどういう話なのかということなったときには、その下の「基本的な考え方」のところに「計画段階」なり、「実施・評価」ということが書かれていますし、「市民に対し適切に公表する」ということが書かれていますので、具体的に表現するほうがいいという委員長のお話でしたけれど、この件に関しては本当にできる・できないの話を含めて考えていくと、そのあたりはよく考えて文章化をする必要があるのかと思います。

○委員長

ただ今のご発言ですと、「行政運営の情報を」のあとを削って、いきなり「市民に対し適切に公表し」までとぶということで、「計画段階から実施・評価に至るまで」という部分は取っても、どのみち適切に公表するのであれば、適切に公表するだろうということで、危険な文言は削るという趣旨のご発言かと思いますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○委員

私も、「計画段階から」というのが、責任を持って公表できるかということに少し問題点を感じますので、「行政運営の情報を市民に対し適切に」、そこに「わかりやすく」という言葉を入れてもいいと思うのですけれど、それでどうかなと思います。

○委員長

ただ今、お2人の委員から、「計画段階から」というところの文言は、それを書いた以上は励行しなければいけないけれど一抹の不安があるというご発言と、「計画段階」というところはどこを指すのか、言葉が多義的で解釈が分かれる危険性もあるので、ここは取ってはどうかというご発言がありました。

○委員

今発言をしたのは行政職員ばかりなので、できるだけ市民委員さんにご意見をいただきたいと思います。市民委員さんにとっては、役所が何を計画しているのか、どうなったのかということを知りたいわけですから、どの段階から知りたいのか、何が知りたいのか、そういったことを行政の立場からはごもっともな意見をうかがいましたが、市民委員さんからぜひともご意見をいただきたいと思います。

○委員長

ということで市民の皆さん、いかがでしょうか。

○委員

「計画段階」という文言ですが、われわれ市民からしますと、行政の計画段階から知りたいなという思いはあります。だけども「計画段階」というのはどんな範疇なのかというのは抽象的でわかりづらい。重要な事項については計画段階だとか、重要な政策については計画段階から見せてもらいたいといっても、その重要な政策とはどんなものか、そうなるわけです。だから、「すべて計画段階から」といったら無理だと思いますので、私個人としては、重要な政策については計画段階から見せていただきたいという気持ちです。

○委員

計画がなされたときには市民に情報を流すというのがいちばん適切ではないですか。計画レベルのことでしたら住民投票でストップさせると。それだけ行政がしっかりと受け止めて考えていただくために、それはそれでいいのではないですか。

○委員

少し論点を整理したいと思います。この「計画段階」というのは、要するに「住民」とか「市民」といっているのと一緒なのです。「計画段階」という定義はどこだということを問われたときに困るので、どうかという話です。当然、できてから説明するなんてあり得ない話で、計画段階で説明をしていくのが本来の筋ですけれど、「計画段階」の定義がわからないわけです。青写真を全部引いたものを計画段階というのか、それとも、こういう企画がありますという構想段階のものを計画段階というのか、それは事業によって違ってくると思うのです。青写真ができてから説明したら遅い事業

もあるし、構想段階の企画段階で地元住民に話をしなければならない事業もあるはずです。それを1つにまとめて同じ土俵のなかで「計画段階」という言葉で表現するのは無理があると思っています。これは議会議員をさせていただいた私の経験から、住民と市の両方の考えを織り込んだ形のなかで、この「計画段階」の言葉の意味合いでもめる可能性があると思うのです。そうなったときに不幸が起こらないようにしないといけない。事業によって説明する時期が異なってくるはずです。それを1つの「計画段階」という言葉でまとめてありますので、そこに無理があるのではないかという、そういう提起です。

○委員長

そうすると副委員長も、「計画段階から実施・評価に至るまで」は取って、「適切に公表し」というところの「適切」で担保してもらえるということになるのですか。

○委員

そこを取ると魂を抜いてしまうような話になって、この「説明責任」はなんだということになるのです。そうすると、こんなものは書いてあっても書いてなくても一緒じゃないかというふうに映ってしまうので、「計画段階から」という部分を違う表現で統一した形でできないかなと思っています。これを全部抜いてしまうと、この条文が骨抜きになってしまう可能性があるのです。だから「説明責任」をせっかくここで出す意味がなくなってくるので、市民に対して情報をきちっと公表していくということを条例のなかで謳っていくためには、どの段階からどういう形になるのかということは当然市民が知りたい権利の1つになると思うので、「計画段階から」という部分はもっと適切な表現があればなと思います。

○委員長

作業委員会で知恵を絞ってもこれ以上の表現がなくて、今この文章になっていますから難しいですね。

○委員

この項につきましては庁内委員さんに「うん」と言ってもらえなければ、なかなか難しいと思いますが、「計画段階」は別の文言に変えるという形にして、庁内委員さんも策定委員さんですから「よし」ということであれば、そういう形にしたほうがいいと思います。

○委員

言い換えると、「行政運営の情報をその必要段階から実施・評価に至るまで、市民 に対して」というふうに、「計画段階」を「必要段階」とするしかないのです。そう したら「必要段階」というのはいつの段階かということになって、突っ込めば突っ込むほど奥が深くなってしまうのです。そうすると、はずしたほうがいいという話になってしまうのですけれど、なかなかここは難しいのです。

○委員

われわれ普通の市民はたぶんここに文句をつける余裕はないですから、「適切」も 入っているから、これで手を打ったらどうでしょうか。

○委員

私も「その計画段階から実施・評価に至るまで」を除いて、「市民に対し適切に公表して」ということに賛成だったのですが、そうすると「適切に」というところを「その時期や公表内容を見極めながら」というふうに、もう少し「適切に」という部分を丁寧に表現するとか、もしくは「その計画段階から」を残すのであれば、「進捗の段階に応じて」とか、そういうふうにするのはどうかなと思います。

○委員

策定委員会のなかでは、「庁内の方々、本当にこの計画段階でいいのかな」というところを気にしながらでも入れたいということで書かせていただいております。私も市民の立場ですので、できたらこのままでいかせていただいて、それが妥当かどうかという部分に関しては、「適切に公表して」というところで理解していただくということで、このままの文章でいっていただければと思います。

○委員長

庁内委員の皆さんはいかがでしょうか。「計画段階から実施・評価に至るまで」を 残したまま、とりあえず「市民の声を聴く会」に持っていこうというご発言でしたけ れど、どうでしょうか。とりあえず今の素案のまま「市民の声を聴く会」に持ってい って、またそこで市民の声も踏まえて、あるいは今後いろいろな意見も出てくれば、 それも踏まえて、最終もう一度これで本当に大丈夫かどうかの確認をするということ でよろしいですか。

○委員

市民の方にご意見をおうかがいして、そのなかで、何か加えてくれないといけないという意見が出てくることはあると思うのですが、書いてあるものを、「こんなもの、できないかもしれないから、削ったほうがいい」という意見にはならないと思うのです。そのへんを踏まえると、市民の方の意見を聞いて、それに見合う形で修正を加えるということであれば、聞いていただく段階では、できたら文言はこのままで、それが無理であれば、先ほどいくつかおっしゃっていただいた案のなかでちょっと表現を

変えていただけたらと思います。

○委員長

今、両方の意見が出ております。何カ所かで密かな議論が行われていますけれど、 意見がある方は出していただけますか。

○委員

「その計画段階から実施・評価に至るまで」を抜くとすれば、「市長等は、行政運営の情報を市民に対し適時、適切に公表して」というふうにすればいいのかと思います。ちょっと曖昧かもわかりませんが、その程度ぐらいしか知恵が浮かばないので。

○委員長

「市民に対し適時、適切に公表する」というご意見が出ました。

○委員

前に委員長がおっしゃったことがあるのですが、決まらないときは両論併記ということもあるということですので、両論併記して「市民の声を聴く会」でどちらがいいか聞くというのはどうですか。

○委員

どんな書き方をしても適切に情報を公開しないと、あとで突かれることは間違いないので、このような書き方だったら問題はないと思います。どんな書き方をしてもいっていることは同じなので、条文は簡潔にわかりやすく書いてあるのが一番なので、それでいいのではないでしょうか。

○委員長

両論併記でどうだという意見もありましたが、今や両論でなしに5つも6つも意見が出ているので、これは全部書くわけにはいかんなと思ったりするのですが。「進捗状況に応じて」という意見もありました。「適時」という意見もありました。たぶんいちばん引っかかるのは「計画段階から」というところなので、「計画段階から」を何か別の言葉で置き換えられないかというのを模索したいという意見もありました。例えば「意思決定段階から」とか。

○委員

この「計画段階」というのは、出す側のタイミングをこの言葉で謳っているわけです。いつのタイミングで出すかということです。当然ながら、その進捗状況に応じて出すわけです。青写真ができてから出す場合と構想の段階で出す場合と、それは進捗状況に応じて出さなければいけないわけです。そのときに情報を公開するのは、もの

によって変わってくるので、出す側のタイミングを1つの言葉で表現するのは難しいのです。ハードの事業とソフトの事業によっても違いますし、事業の内容によって変わってきますので、地域住民が1つの区に属するのか、学区に属するのか、その大きさによっても変わってきますので、本来は「その進捗状況に応じて」というのがいちばん適切だと思うのです。その進捗状況に応じて出すタイミングは、市のほうがいつ出すのがいちばん住民の皆さんに情報公開としていいのかどうか、遅きに失しなくていけるのかどうか。市がそこの判断をするのは、公的な機関の地方公共団体なので私たちは信用しましょうという話だと思うのです。

○委員長

そうすると、先ほど副委員長は「『計画段階から実施・評価に至るまで』をのけると魂を抜いてしまうことになる」とおっしゃっていましたが、これを「その進捗状況に応じて」という言葉に置き換えるのだったら、まだその魂は残っていて納得できるということですか。

○委員

「実施・評価に至るまで」は残して、「計画段階」という言葉を置き換えるのです。

○委員長

「行政運営の情報をその進捗状況に応じて実施・評価に至るまで」というあたりだったら、「計画段階」という言葉をのけてもいいということです。「計画段階」という言葉がなくなれば、庁内委員の皆さんは何とかなりますか。

○委員

私は、やはり住民の方に誠実でないといけないと思うのです。「できもしないのに書いておいて、結局できないのか」となるのはまずいということで申しあげているわけです。できることはやらないといけないし、適正に住民の方にお伝えしないといけないというのはわかっているのです。ただ、本当に結果的にできないという状況のなかで、いい加減なことを言っていたのではだめなのでということで申しあげているだけです。今、副委員長がおっしゃっていただいたことは、私はありがたいご意見かと思いました。

○委員長

先ほどご提案いただいた「適時」とほぼ内容的には一緒ですけれど、「市長等は、 行政運営の情報をその進捗状況に応じて実施・評価に至るまで、市民に対して適切に 公表し、透明性を高め、説明責任を果たします」というふうに直したら、今出ていた 両論のだいたい間ぐらいでいいのではないかという副委員長からの落としどころ的 な提案をいただきましたが、皆さん、それでいかがでしょうか。

○委員

例えば新市建設計画というのはまだ生きているわけですよね。でも、われわれから 見たら、合併するというのはみんなが認めたものだけれど、もう時代が変わっている と。でも、ああいうものを、「約束したじゃないか」といって、今さら必要ではない ものがもし計画に出たときに、当然、市民も計画書を見られるというふうに書いてい るほうがわかりやすいと思うのです。行政マンも市民に透明なことをやってもらわな いといけないのに、少しでも楽にしようと、それはだめだと思います。新市建設計画 が生きている以上は、「計画段階から」とするほうがはっきりしていいと思います。

○委員長

新市建設計画はかつてつくった計画で、今は実施とか評価の段階だと思うのです。だから「計画段階」というのは、できあがった計画についてのことを指すのか、計画をつくるという作業のことを指すのか、それも計画決定をするという部分を指すのか、その前段の、どうしよう、ああしようと検討している部分のことを指すのか、この言葉がどうとでも取れてしまうので、条文としては、「こういうふうに書いてあるじゃないか」と言われたときに、いやいや、そういう意味ではないのですとなって、誠実な対応をしかねる部分もあるので、きっちり読めるような文言に変えたほうがいいのではないか。そうでないとこの文言はちょっとあやういよというのが、今議論している趣旨だと思うのです。新市建設計画みたいなものについては、今はもう実施の段階ですので、それはどのみち入ると思うのですけれど。

そういう意味で、「計画段階」というと非常にあやういので、「進捗状況に応じて」 という言葉に置き換えたら、状況に応じてなので大丈夫だろうということで、落とし どころになるかなというご提案でしたが。

○委員

先ほど提案された「市民に対し適時、適切に公表し、透明性を高め、説明責任を果たします」を生かして、その前の「その計画段階から実施・評価」は残して、「市長等は、行政運営の情報をその計画段階から実施・評価に至るまで、市民に対し適時、適切に公表し、透明性を高め、説明責任を果たします」という形に変えていただいたらいかがですか。

○委員長

「適時」という言葉を生かしたらどうかというご提案をいただきました。「適時」が入ることで、もし「計画段階から」というのは誠実に守れてないじゃないかというご批判があったときには、それは適時、適切に公表しているのですよというふうに行政の側も言えるよということなのだろうと思いますが、そのへんは誠実な対応と読め

るのか、そこは難しいと思うのですが。

「進捗状況に応じて」というふうに置き換えようというのは、「計画段階から」という多義的でどうとても取れてしまう言葉をはずそうという意図があったのです。今のご提案は「計画段階から」という言葉をそのまま置いておいてということなので、曖昧さが残る可能性はあるということです。

いろいろとご意見が出ていますが、予定の時間をかなり超過しているのですけれども、副委員長からもこのへんが落としどころではないかという提案をいただいたので、それを尊重していただくのもいいのかなと思いますが、「行政運営の情報をその進捗状況に応じて実施・評価に至るまで、市民に対して適切に」という文言では具合が悪いぞという方はおられますか。

○委員

「計画段階から」という言葉が抜けていますので。

○委員長

「計画段階から」という言葉は多義的で曖昧な言葉だという話だったけれども、その言葉はやはり入れておきたいということですか。

○委員

そうです。

○委員長

ほかの皆さんはいかがでしょうか。いちばん肝は、「計画段階から」という言葉を入れるか入れないかだと思うのです。作業委員会からいちばんご懸念を示していただいたのはそこだったと思いますので。懸念があるけれども、あえてそこは入れたほうがいいというご発言もありました。そういうふうに書かれていると、それに対して誠実に対応しかねる可能性もあるので、条例としてそこはどうかというご意見もありました。

では、原案は「計画段階から実施・評価に至るまで」となっていますから、そこに「適時」という言葉を加えて、なお、「基本的な考え方」のところに「計画段階から」という言葉については、どの段階かというところが曖昧であり、危険もあるのではないかという意見もあるということを入れておいて、今後の判断に先送り、委ねる形にしますか。押し黙られていると、どうしようもないのですが。

○委員

先ほどは「進捗状況に応じて」というふうに発言したのですが、「その計画段階」 というのが住民の方にとって本当に最初のほうであると、内容もしっかり固まってい ない段階から公表しなければならないのかなという危惧がありましたので、「進捗状況に応じて」というふうに発言いたしました。ですので「計画段階」ということを、これを読んだ方がどのように捉えられるかということを考えたときにちょっと危険ではないかなと思いましたので、「計画段階」というのはどうかなと思ったので先ほど発言させていただきました。

○委員長

今のところその懸念は払拭できていません。賛成ですとおっしゃる方はいらっしゃるのだけど、その懸念はどう払拭して、懸念を持っている方に納得いただくかというご発言があると、歩み寄れるのかなと思うのですが。

○委員

私は、副委員長がおっしゃったように、曖昧な言葉ですけれども、しっかりと魂が入っていることのほうが大事かなと思います。しかし、「計画段階」を「進捗段階に応じて」という言葉に変えたとしても、では「その進捗段階に応じる」というのはどういう段階なのかというのは、なかなか市民の人にはわかりにくいと思います。「適時、適切」という言葉で「その計画段階」の意味というか違いを、事業によって違うと思うのですけれども、それをしっかりと市民に説明できればいいのかなと思っています。

○委員長

庁内委員でも意見が割れる、市民委員でもいろいろな意見があるというところでありますけれども。

○委員

法令用語として、「評価に至るまで」と書いてあると、「まで」というのはどこから どこまでという対語みたいに感じてしまうのです。ですから結局、「進捗状況に応じ て実施計画に至るまで」といっても、「進捗状況に応じ」のどこからというのがわか らないという意味では非常にアバウトで、どっちみちアバウトになるということです から、「計画段階から」を入れて、「適時、適切に公表し」という形がいいのではない かと思います。

○委員長

法令用語として「計画段階から」は大丈夫ですか。

○委員

アバウトな表現なので、ちょっと逃げるかもしれませんが、そのあとの「適切」も

結構アバウトな表現だと思っているのですけれども、そこは「基本的な考え方」のなかで何か説明を書く必要があるかもしれませんが、「至るまで」と書いてあるので、それはどこからどこまでという対語になりそうだと思うので、結局、どこからというのを書かないといけないという意味では、何か具体例を書かないとしようがないと思っています。「計画段階」というのはあやふやだといわれると、そうかもしれませんけれども、「計画段階から」を入れるほうがいいと思います。

○委員

今のご意見を聞かせてもらうと、どこからどこまでというのが、この文面を見ていると、「段階」という言葉があるがために、それが計画の初期段階なのか、事業をするにあたって基本計画から実施計画に至るというところがあるので、「段階」という言葉を抜けば、「計画・実施・評価に至るまで」となります。「計画」だから、実施する計画になってからなのか、それとも本当に基本的な初期の構想の計画の段階なのかという、あやふやな表現が抜けるのではないでしょうか。「段階」という言葉を抜けば「計画と実施と評価」と、公表する計画がいつの計画なのかというのは行政側の「適時」という形でいかがでしょうか。

○委員長

「その計画から実施・評価に至るまで、市民に対して適切に」ということですか。

○委員

そういうことです。

○委員

この文言を盾にねじ込まれたらどうするかということに対しては、適時、適切な時期を守るということを市長さんたちがまず判断し、説明していただいて、突かれたら、公平性を第一優先に考えて、この時期に適切に公表しましたと言い切っていただけるとすむことだと思うのです。

○委員長

では、「その計画から実施・評価に至るまで、市民に対して適時、適切に公表して」という形で、「段階」というあやふやな言葉をのぞいて、それでも曖昧さは残りますけれども、「段階」という言葉を除いて、「適時、適切」という形を生かして、ここで収束させてはどうかという提案ですけれど、いかがでしょうか。

一 同意 一

○委員長

ご異議ないようですので、とりあえず「市民の声を聴く会」に持っていく案として、30の「説明責任」はこれで固まりました。

次は31の「条例の見直し・推進」のところです。ここは皆さんのお手元の資料にちょっと誤りがありましたので、まず修正をします。3行目の赤字になっているところです。「本条例に掲げるまちづくりの基本条例に基づき」というのは訳がわからないので、「本条例に掲げるまちづくりの基本原則に基づき」です。第2章のところに基づくということです。

前回の会議で、ここの主語が「市長等は」なので、前回の案では、そこに市民の入るタイミングがあり得るのだろうかというところでご懸念を示されていたわけですが、修正案は「まちづくりの基本原則に基づき進める」という形で、「まちづくりの基本原則」という言葉が入ったことによって、あくまで主語は市長等ですけれども、当然、まちづくりの基本原則に則れば市民参加というのが基本原則に入っているわけですから、市民参加が担保されるということで収拾してはどうかという提案でありますが、これについてはいかがでしょうか。

一 特に意見なし 一

○委員長

特に意見がないということは、「本条例に掲げるまちづくりの基本原則に基づき検 討を進めます」というのが入ったことで大丈夫だろうということでよろしいですか。

一 同意 —

○委員長

それでは、本日の課題であった6つのうち、21の「住民投票」、17、18の「区・ 自治会」と「自治振興会」、22の「国・県・地域との関係」、31の「条例の見直し」、 以上の4つについては原案どおり、30の「説明責任」については「段階」という文 言を取って「適切」という言葉の前に「適時」という文言を補うという修正を加える ということで合意を得られました。

残るは前文のところの定義と、「市民の声を聴く会」について後段でやると申しあげておりますので、非常に時間は押していますけれども、今日そこの打ち合わせまでたどり着かないと、「市民の声を聴く会」を実施できません。ということで、もうそろそろどうやったら収束できるかということを皆さんでアイデアを出していって、あるいは妥協できるところは妥協して、合意に向かっていただきたいと思います。

改めて、先ほどペンディングになっていた前文のところです。ご意見がある方はお 願いします。

○委員

考えましたので提案します。いろいろなことを申しあげたのですが、これはぜひ最後に聞いていただきたいと思います。前文の下から7行目の「私たちは」のあとに「日本国民として」を入れていただきまして、下から6行目の「地域課題の解決に向けて」のあとに「市民同士が協力しあって」を入れていただいて「取り組まなければなりません」、そういうふうにしていただいたらどうでしょうか。下から4行目の「私たち住民」は消したらいいと思います。以上3点です。

○委員長

今いただいた提案は、下から8行目から読みますと、「私たちは日本国民として、 先人が長年にわたり培ってきた甲賀市の歴史と文化に誇りを持ち、地域に対する愛情 を育み、自らとそして未来ある子どもたちのために、地域課題の解決に向けて市民同 士が協力して取り組まなければなりません。そこで一人一人が郷土愛を持ち、自治の 担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み、理想郷を実現するために、基本 理念と基本原則を掲げ、まちづくりの指針として甲賀市自治基本条例を制定します」 こうなるのですね。

○委員

下から4行目に「私たちは」が入るのです。

○委員長

「私たち住民」はいらないとおっしゃったでしょう。

○委員

「住民」だけ取ってもらって「私たちは」は入れてください。

○委員長

「住民」だけを取って「そこで私たちは一人一人が」となるのですか。こういうご 提案だそうですが、皆さんはいかがでしょうか。

○委員

「日本国民」をどうしても入れたいという気持ちはわかるのですが、入れる場所が「私たちは日本国民」というのは、これはどこに入れてもらっても、この条文になじまないというか、性格がぜんぜん違ってくるのです。このなかに「私たち」は何回か出てくるのですが、どこへ「日本国民」を入れてもらっても、この条例はこの条例に影響を受ける人、制限を受ける人を対象にしているので、ここの部分だけ「日本国民」

になってくると、対象がまったく変わってきて、前文のなかの「私たち」の性格が変わってくるので、国語の表現上もおかしくなると思っています。「日本国民として」を入れる場所が違うのかなと思います。

○委員長

「私たちは日本国民として」というふうに入れると、「私たち」イコール「日本国民」になって、この条例が日本国民だけに適用される条例みたいに思われてしまって、趣旨が通りにくくなるということですね。

○委員

このなかに「市民に対する」と書いてありますよね。定義のところに、市民というのは、ここに住んでいる人とか、通勤している人とか、いろいろあるわけです。そういう人に対してこの条例は決めたということだから、整合性が取れているのではないですか。市民を対象に私たちはこの条例をつくりましたと。対象は市民ですと。市民というのは、ここに書いているように、いろいろな方がおられますと。それで整合性は合っているのではないですか。

○委員長

ほかの方はいかがでしょうか。大変皆さんお疲れで、頭も回らなくなっているかと 思うのですけれど。

○委員

下から8行目に「私たちは日本国民として」と入れた場合、その1行上の「私たち」と、下から4行目の「私たち」も、今入れた「私たち」と同じものになるのですか。

○委員

そうです。

○委員

そうすると、「私たちは日本国民として」と、日本国民のことしか書いてないこと にならないのですか。

○委員

だから「市民同士が協力して」というふうに書いているのです。これを守るのは市 民全員ですよという、そういうことです。

○委員

そうしたら市民には、市内に居住する人、通勤・通学する人と、日本人以外の方で 居住する人、通勤・通学する人も入っているのですけれども。

○委員

だから「私たち」というのは日本人の住民の方です。日本人の住民の人がこういう 条例をつくりましたと。それをいろいろな人がみな一緒に守りながら、まちづくりを していきましょうと、そういう意味です。

○委員

そうしたら、例えば(7)「市民参加」の「市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます」、この「市民」も日本人だけですか。

○委員

違います。「市民」となった段階で、甲賀市に関わる全員が市民になるのです。

○委員

それで定義は(5)の定義ですね。市民というのは、市内に居住する人、市内へ通 勤・通学する人。通勤する人はもしかしたら外国人かもしれない。

○委員

だから、これと前文は別なのです。前文は「私たちはこの条例を策定します」です。 策定した人はわれわれです。われわれというのは、日本国民として誇りを持って、こ の地域をよくしようと思ってこれをつくりましたと。つくった以上は、この地域に関 係をしている市民の方はこれを守って、一緒にまちづくりをしましょうと。そういう 趣旨だったら、何もおかしくない。これが本当の流れじゃないですか。

○委員

またこれも平行線ですね。

○委員

基本的なことを聞くのですが、前文に書かれている「私たち」というのは誰を指すのですか。下の説明を見ると、「市民が主体性をもって宣言することが必要との考えに立ち、『私たち』を主語にした」と書いてあるので、「私たち」というのは市民かなというふうに私は取ってしまったのですけれど、今の話からいくと、この「私たち」というのは誰を指すのかわからなくなってきたのですが。

○委員長

今の委員の提案に則ると、「私たち」というのは甲賀市に暮らす日本国民だけになってしまうのです。そういうふうに換骨奪胎しようということです。ただ、委員のご提案でも、第5条でいっている「市民」の定義は生きていますので、「甲賀市に暮らす日本国民」イコール「私たち」というのが前文でこの条例をつくるということは謳うけれども、市民同士で協力しましょうと。だから外国人とか企業とか全部ひっくるめてまちづくりはみんなでやっていきましょうと。そこは入れますよというご提案です。

○委員

甲賀市に住む日本国民が「私たち」ということであれば、冒頭の「私たちのまち甲賀市」は、甲賀市は甲賀市に住む日本国民だけのものという取り方になるのでしょうか。それだとおかしいのではないでしょうか。

○委員長

今、提案に対して質問いただきましたが、いかがでしょうか。

○委員

日本国は日本人のものだけではないといった首相がおられますけれども、基本的に 日本国というのは、日本人以外の人も住んでもらってもいいし、働いてもらってもい い。だけど管理するのはわれわれ日本人だと思います。そこは譲れないところだと思 います。住んでもらってもいいし、一緒に働いて仲良くするのはいいけれど、最終的 な責任を取り、ここを管理するのはわれわれだと思います。そこをはき違えると、お かしくなってくるのです。

○委員

この前文をつくったときの考え方としましては、ここに書いている「私たち」というのは、未成年や通勤者・通学者も含んだ甲賀市に関わる人の条例ですので、ここの説明に書いてあるような方々を対象につくらせていただいたような形の前文になっています。ただ、下から4行目の「私たち住民は」は、そういう方々と一緒になってこの条例を制定しているわけではないので、この条例を制定するのは参政権を持ったわれわれですので、それで「私たち住民は」というような表現を下から4行目に入れております。

条例全体に関わる話が前文になってくると思いますので、全体に関わることを前文で参政権を持つ日本人だけというわけにはいかないと思います。それで、この「私たち」というのは市民と捉えたうえで、ただし、どこかで線を引いて歯止めをして、物事を決めて、まちをつくっていくというのはやはり日本人というか、参政権を持って

いるわれわれですので、それを最後の4行のなかに入れているという前文につくりあげているつもりです。

もし「日本国民として」を文章として入れるのであれば、例えばこの4行のどこかに入れる。例えば「そこで私たち住民は一人一人が日本国民として郷土愛を持ち」とか、持っていくとしたらここしかないかなと思うのですが、あえてそこで「日本国民として」ということを強調したほうがいいのか、あるいは郷土愛を持っているのはわれわれ参政権を持っている住民ですので、そこまで入れないほうがいいのかというところで、「日本国民」という部分に関しては、副委員長がおっしゃっているような形で、ちょっとそぐわないのでということで、考え方としては、委員がおっしゃっているとおりの考え方でつくっているのですけれども、表現としてそこを省いているという形でのつくり方になっていると思いますけれども、いかがでございますか。

○委員

そう書いておいてくださいよ。

○委員

これは平行線ですので、どちらかに決めないと。両方の案に賛成するということはできないから、はっきりとどちらかにしないと。

原則として、これを制定するのは日本国民です。それはよくわかるのだけど、文言としては、委員がおっしゃっているとおりで、そこの理解度が、「私たち住民は」を「私たち日本国民は」というように頭の中で入れてくれるといいということでしょう。だから、「市民の声を聴く会」でもそういうことをはっきりと皆さんに伝えれば、たぶん「なるほどな」ということで。

「先人が長年にわたり培ってきた甲賀市の歴史や文化に誇りを持ち、地域に対する 愛情を育み、自らそして未来ある子どもたちのために」、ここだけ取ったら日本国民 です。そこをどういうように皆さんが評価されるのか。

○委員

絶対に明記をしてほしいのです。そのために2年間ずっとこの会に出てきたのです。 私は今まで1回も休んでいません。こういうことをちゃんとしておかないといかんと 思って来ているのです。線を引くだけのことだから、誰にも迷惑をかけないじゃない ですか。われわれがつくって制定しましたと。これをみんなで守って、いいまちづく りをしましょうということです。もしそれがだめなら、4行目のところに入れていた だいても結構です。とにかく入れていただかないことには、「市民の声を聴く会」で 地域を回るのはいやです。

○委員長

どこかに「日本国民として」というのを入れてほしいということです。下から8行目に入れると全体の整合性が取れないというのが副委員長のご意見でした。下から4行目ではどうかというご発言もありました。

○委員

下から8行目に入れても整合性が取れないことはないと思うのです。制定はわれわれがしましたということですから。

○委員

下から8行目のところに関しましては、これは「私たちは」ということですので、 外国人も含む市民の方々みんなに、この地域の歴史や文化、この地域への愛情、地域 の課題も含めて、こういうことに取り組んで努力してやってくださいというのがこの 4行に含まれるのです。ですので、あえてそこに「日本人」という言葉を入れなくて も、委員がおっしゃっているところは、ここの4行のなかに表現できているのではな いかと思います。

解釈の仕方、読み方の部分になってくると思うのですけれど、下から8行目の部分で、外国人の方もこの地域になじんで、われわれと一緒にまちづくりをしてくださいと。それにおいては、この地域の歴史と文化に誇りを持って、愛情を育んで、未来の子どもたちのためにも何とか一緒になって取り組んでくださいというような意味合いが、この4行と思っていますので、あえて「日本人」に特化する必要はないのではないかと思うのです。

○委員

そうしたら「市民」の定義のところに、今みたいなことを書いたらどうですか。例えば反日教育を受けてきた人たちがこれを見たら、「これはどういうことなのか。ひとの考え方を縛るのか」と、たぶんなってくると思うので、だからここはこうしておいてもらって、「市民」の定義にところに、市民というのは、ここの地域に慣れてもらってとか、そんなことを書いてもらったらいいじゃないですか。

○委員

「日本国民」が唯一入れられるかなと思うのは、例えば「日本国民が培ってきた」 という表現ではまずいですか。

○委員

ちょっと違いますね。「私たち日本人」としないと。基本の人間は誰かということなのです。

○委員

この「私たち」は「日本国民」と切り離さないと、この条文は国語的にも整合しないのです。

○委員長

では、「私たち」と「日本国民」を切り離したうえで「日本国民」という言葉を入れればいいのでしょう。「日本国民」という言葉が入ればいいわけですから。

○委員

いえ、「私たち日本国民」です。

○委員長

「私たち」というのは、日本国民以外の人も含めて「私たち」だというふうにこれまでずっと考えてきているので、だからそこで「私たちは日本国民として」というと、「私たち」イコール「日本国民」になるから、今まで考えてきたものと違うし、整合性ということで違和感があるわけです。だからそこに入れるのではなくて、違うところに入れたらいいというのが収拾案です。

前文のいちばん下のところを、制定するのは日本国民しか制定できないのだから、「まちづくりの指針として、日本国民として甲賀市自治基本条例を制定します」としておいて、最後の行の主語の「私たち住民は」を取ってしまえば、「私たち」と「日本国民」がイコールでなくなるので、前文のそれまでの5段落部分は一般論として、日本国籍以外の人もひっくるめた「私たち」の話をして、最後の「条例を制定します」のところは日本国民が制定するのだというふうにしておけば、整合性は一応取れます。

私個人の意見としては、市の条例の主語として「甲賀市民が」と入るのならいいけれど、「日本国民が」というのが入るのは、これは国の法律をつくっているわけではないので違和感がありますが、全体との整合性を取るなかで、そこだったら入り得るのではないかと思いますが、それではいけませんか。

○委員

なぜ、「私たち」が「日本人の甲賀市の住民」ではおかしいのですか。私はずっとこういう話をしてきたじゃないですか。それが、あるときから急に外国籍の方のことを意識しはじめて、こういうふうになってきたのだと思うのです。3回前まではちゃんと「日本国民」というのが入っていたのに消えたのです。私の気持ちとしては、全部これは日本人のことをいって、日本国のことをいっているので、私たちがこれを策定して、みんなで守りましょうと。それが一番いいと思っているのです。これでもだめだというのだったら、今委員長がおっしゃったのでも、なにか今ひとつですけれども、話が終わらなかったらいけないので、それでいいです。

○委員長

何となく、しょうがないなという感じのニュアンスもありますけれども、前文の最終段落、下から4行目のところを「そこで一人一人が郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み、理想郷を実現していくために、基本理念と基本原則を掲げ、まちづくりの指針として、日本国民として、甲賀市自治基本条例を制定します」、ここに「日本国民として」というのを入れましょうかというところですが、ほかの皆さんはいかがでしょうか。

○委員

私は、先ほど副委員長がおっしゃいましたような形のなかで、下から8行目の「私たちは、先人が長年にわたり」の「先人」という文言を「日本国民」に置き換えたらどうかと思ったのですけれど。

○委員長

それでは違うとおっしゃったので、納得していただけないのです。

○委員

どこかで妥協しないと、きりがない。

○委員

だから委員長がおっしゃったぐらいかなと、話をさせてもらいました。

○委員

それで前文として成立するかどうかをまた見てくださったらいいのです。

○委員

「一人一人が郷土愛を持ち」の前に「日本国民として」を入れて、「そこで私たち住民は日本国民として、一人一人が郷土愛を持ち」としたらどうでしょうか。そのほうが「甲賀市自治基本条例を制定します」の前に入れるよりも意味としては通りやすいような、前文として成り立ちやすいような気がするのですけれども。

○委員長

そこは曖昧ですけれども、「自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み、理想郷を実現していく」のは日本国民だけではなくて、甲賀市に関わっていただいている皆さんが市民としてまちづくりに取り組んでいくわけですから。

○委員

それは市民同士が協力しあうことですから、書いたらいいのです。

○委員長

だから、そこの前には入れにくいので、最後の「制定します」のところに入れて、 日本国民が制定しますという形にしているのです。「私たち」と「日本国民」がイコールには読まれないようにしたほうがいいので、「私たち住民は」は取るのです。

○委員

前文の「私たち」は「日本国民」というふうに読まないと決めたのは、いつ決めたのですか。

○委員長

作業委員会として前文を再構成して皆さんにご提案するときに、この条例は日本国 民以外もひっくるめて甲賀市に関わってくる皆さんに守っていただきたい条例だか ら、この「私たち」というのは日本国民だけに限定されませんという話で構成されて きたのだと思います。いつ決めたのですかというのは、作業委員会としての原案が出 てきた前々回のところに至るプロセスでそういう提案になってきたのです。

○委員

私としては、甲賀流の人たちが決めましたと。それをみんなで守りましょうと。そのためにはいろいろな人に入っていただきましょうと。なぜそれでいかんのですか。

○委員長

そういう形にするために、最後のところに「日本国民」という言葉をどうしても入れたいというから、今入れましょうと提案したじゃないですか。そこでまだ納得できないですかね。

○委員

そうしておかないと終わらないから渋々です。

○委員長

委員だけではなくて、みんな渋々なんです。

○委員

私がここで発言しているのは、私個人の意見ではないのですよ。いろいろな人の意見を聞いて、それで発言しているのです。この委員会の半分は市の役所の人ですから、

みんなといっても半分は市役所の意見です。私1人が言っても、私の後ろには区長とか地域の人がいっぱいいるのですよ。そういうつもりで聞いてもらわないと困ります。

○委員長

委員だけがたくさん背負っているわけではなくて、ほかの委員さんも皆さんいろい ろな思いを背負ってきていだいて真剣に考えていただいているので、そこは一緒じゃ ないですか。皆さんそれぞれ平等に委員としてここに臨んでいただいているわけです。

○委員

そうですけれど、実際に会でいっぱい話をして、50人とか60人の皆さんの意見を聞いて、「ちゃんとやれよ」と言われて、だから私は発言しているので、それを、 あなた個人だけの意見と言われると心外です。

○委員長

そうは言っていません。今、ここで委員がいろいろな意見を背負って来て、どうしても「日本国民」というのを入れたいとおっしゃるから、そういう形で入れたらどうですかと提案して、そこでみんな何とか収拾できませんかと提案をしているわけですよ。そこにそれを入れるということに難色を示しておられた方もみえるし、渋々な部分はお互いにあると思いますけれども、どこかで妥協しないといつまでもこれは終われないですよ。そういうことで委員の気持ちも汲んで、そこに入れるという形で収拾しましょうかということを提案しているわけです。ほかの委員の皆さんは、これでよろしいですか。

一 同意 一

○委員長

では、とりあえずこれで「市民の声を聴く会」に持っていって、もちろんそこでそれぞれの委員さんに寄せられてきていないいろいろな市民の意見もあるでしょうから、そういった市民の意見をうかがったうえで、最終的な策定委員会としての判断は改めてするということで、とりあえず「市民の声を聴く会」に持っていく案はこれで現時点では収拾するということでご納得いただけますでしょうか。よろしいですか。

一 同意 —

○委員長

いろいろとご意見がありましたけれども、皆さんそれぞれに満足していないのはよく承知しております。不承不承の方もみえるでしょうけれど、いちおう納得いただい

たということで、骨子素案の原案の最終確認はこれにて終了ということで、ようやく 次第の3番が終わりました。

■4 市民の声を聴く会について

○委員長

今日は本来ですと後半戦は「市民の声を聴く会について」ということで時間をいただいておりました。「市民の声を聴く会」実行委員会がお集まりいただいて、進め方について考えを整理してきていただいていますので、夜遅くなって恐縮ですけれども、これが本来の今日のもう1つのメインでありますので、そこはしっかり皆さんに聞いていただいて、今日それぞれのチームごとに、水口、土山、甲賀、甲南、信楽のチームに分かれていただいて打ち合わせをしていただきたいと思いますが、打ち合わせまで今日するのはしんどいと思いますので、打ち合わせはそれぞれのチームごとに後日どこか場所と時間を決めて集まってしていただくということでいきましょうか。

今、資料を配っていただいていますので、「市民の声を聴く会」実行委員からご説明をお願いします。

○委員

皆さん、お疲れ様です。ちょっと頭を切り替えていきたいと思います。すらすら進めてしまうと集中力がもたないので、省いたところは、これを見て後日確認をしてください。

まず「市民の声を聴く会」の目的を共有したいと思います。骨子素案の原案を伝えることと、それに対する市民の皆さんの声を聴くことが目的です。開催日、開催回数、開催場所はこのようになっています。

「内容」ですが、いちばん最初に、開会の挨拶、趣旨、今までの策定経緯の説明をします。この担当は各リーダーが行います。2番目、スライドを流します。スライドは事務局が作成してくださっています。それを流しながら条例概要説明をします。担当は、各部会内容を各部会の担当者ごとに説明をいたします。この説明は基本、原稿をつくりますので、そちらを読み上げていただくのみとなります。それから次に、自治基本条例ができるまでのスケジュールを担当リーダーからお話します。それに対して今度は市民のご意見を聴くことになります。進行は司会です。最後に、閉会の挨拶、担当は副リーダーとなります。この1から4まで、1時間半を予定しております。以上が「市民の声を聴く会」の内容となっております。

次に「役割分担」についてです。前回お配りしておりますが、各グループを決めて5町に分けさせていただきました。勝手ながらリーダー、副リーダーを決めさせていただいております。そのグループにて、司会進行、概要説明の各部会担当などを決めていただき、日程調整をしていただきたいと思います。この役割分担に関しては、次回の委員会にて行うことになります。

3番、「周知・啓発」についてです。「市民の声を聴く会」をどのように発信するかということですが、事前に区長連合、自治振興会へ連絡をさせていただきます。そのほか、秋には甲賀市内でたくさんの事業が行われますので、その事業に対して、自治基本条例を策定していますよということをまず告知いたします。そして「『市民の声を聴く会』近日開催予定」ということで、そのチラシを作成したいと思っています。チラシのほかパネル、またはポスターなども作成して、この自治基本条例と「市民の声を聴く会」を市民の方々にどんどん発信していきたいと考えております。

次に裏面にまいります。「今後の予定」ですが、各班の役割分担がまだですので次回にまわります。次回の予定は10月31日になりますが、「市民の声を聴く会」の模擬説明です。内容をひととおり説明させていただき、そのあとグループごとの打ち合わせ、その後各地域、各地に行って、「市民の声を聴く会」を開催していきます。

5番の「その他」です。「市民の声を聴く会」にどうしても都合が合わないという 方もたくさん出てくると思いますが、委員の人数が少ないところにはほかのグループ から応援に入りたいと思います。もしくはほかのグループへの参加はオーケーです。 そのへんはお互いの都合を合わせながら調整していきたいと思います。

「市民の声を聴く会」ですから、あくまでも聴くスタンスを取りたいと思います。 いろいろな意見が出ることは想定されます。委員は個人的な思いで返答せずに、策定 委員会として市民の皆さんの思いを聴くことに徹したいと思います。

最後に、私から市民委員として提案を少しさせていただきたいと思います。去年の7月末からスタートしましたこの自治基本条例ですけれども、今までは行政が主体となって一方的に行政が進めてきた条例でしたが、この自治基本条例は、市民委員それぞれの活動やフィールドを持つ立場から活動していて困っていることや戸惑っていることなど、また甲賀市の特徴についても意見を出し合いながら、私たちの甲賀市をよりよくしたいという思いの積み重ねで約1年あまりをかけてここまでやってきました。私も主婦の立場から、そして地域で活動する団体の立場から参加させていただきましたが、専門的な知識や経験も浅くて、この委員会で貢献できたかどうかはまったく自信がありません。でも、できるかぎり前向きに取り組んで、自分の思いを発信してきたつもりです。そうすることによって、この条例に対して思い入れが生まれてきました。

第1回の委員会で中嶋市長さんが私たちに向けて、市民が幸せを感じる条例にしてほしい、自らで生み出す条例をつくってほしい、と私たちにおっしゃいました。これまでのやり方ではない、市民のための条例です。そして市民が加わってつくってきた条例だからこそ、これからの「市民の声を聴く会」は私たち市民委員が中心になってやっていきたいと思っています。あくまでも私の思いなので、皆さんのご意見も聞かせていただきたいのですけれども、庁内委員さんにサポートしてもらいながら、事務局に資料を作成してもらいながら進めていきたいと思っております。皆さんそれぞれの思いがあるかと思いますので、ご意見をいただきたいと思っております。以上でご

ざいます。

○委員

内容のところですが、開会の挨拶はみんなが考えてやったらいいのですけれど、趣旨と今までの策定経緯の説明、その下の自治基本条例ができるまでのスケジュール、これは統一展開で資料ができるわけですか。各々のチームでつくりなさいということですか。

○委員

皆さん統一でやりますので、作成したものを皆さんで共有いたします。

○委員

「市民の声を聴く会」の開催日の予定は11月末から12月ごろということですが、 開催回数は旧町ごとに開催予定ということで、地域市民センターごとに1回やればいいということなのでしょうか。それとも集まり具合によると思うのですけれど、大きいところとか人口の多いところは複数回とか、おそらく期間的にちょっと無理かなと思いますけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○委員

おっしゃるとおりです。水口町とか甲南町ですと人口の多いところもありますので、 旧町で1回とは限らないと考えております。

○委員

水口の者が水口担当ですと、顔見知りが多いとやりにくいので、知らないところに それぞれ行くというような考えはなかったのでしょうか。

○委員

すみません。ありませんでした。自分の地域のほうが知っている方も多いし、お声かけしやすいということで自分の住む町ということで分けさせていただきました。

○委員

自治振興会ができるときも、各町でタウンミーティングをだいたい1回か2回やっているわけです。ところが出席者が非常に少ないということは、住民に情報が行き渡っていないわけです。そういう面の反省から、そこのところをどう考えておられるのか聞きたいです。

○委員

3番目の「周知・啓発」で申しあげたのですが、この秋は10周年ということでた

くさんの事業が週末に行われます。そのときたくさんの市民の方も来られますし、地域の団体さんも来られます。そこで発信することで、「市民の声を聴く会」に来ていただきたいと。そこでお声かけ、発信をしたいと考えています。

○委員

回数とか時間とか場所は自分たちで勝手に決めたらいいのですか。

○委員

次回の委員会のときに、グループごとに開催場所の地域市民センターさんとご都合 を調整しながら、ご都合のよい日に開催日を決めていただきます。

○委員

次回のこの場で決めるということですね。わかりました。

○委員

周知・啓発については、「あいコムこうか」を利用してうまくやれば、例えば土山、 甲賀、水口、信楽はかなり入っておられるので、甲南はちょっと入っておられないけ れど。それとページング放送などを活用し何日に開催されますとか、そういうことも できると思います。

○委員長

ありがとうございます。いろいろとアイデアも出していただきました。

○委員

これだけではなくて、先の予定もおうがいしたいのです。確か「市民の声を聴く会」をやって、まとめ直したものをもう1回確認というので出して、パブコメを取って、それから議会に提出というような予定だったと思うのですが、だいぶん後ろにずれてきていますので、これのあと、タウンミーティング等を行政主導でされるのかどうかということも含めて、全体のスケジュールを教えていただければと思います。

○委員長

「市民の声を聴く会」を踏まえてこの委員会としての案を直します。それを市長さんに提言する。それを受け取ったあと、市としてタウンミーティングなりパブコメなりどうするのかという、そこの先のスケジュールについては事務局にご説明いただきましょうか。

○事務局

本日、骨子素案が決まったということで、それを今後地域の方に意見をお聞きするという形で「市民の声を聴く会」を開催していくわけですが、事務局といたしましては、これができあがったことを地域の皆さんにお知らせしていく前段に、まず今求められております議会のほうにも進捗状況の説明がありますので、まずそれを説明させていただくのと、地域に説明に行くにあたりましては、区とか学区単位という話がございますので、当然、区長連合会のほうにも報告をさせていただきたいと思っています。それと同時に、自治振興会の皆さんにもこういう形でさせていただくということを報告させていただいたのち、各学区を中心とした「市民の声を聴く会」に入っていきたいと考えております。それが終わったあとに、もう一度皆さんでその声を聴いていただいて最終の骨子案に、いわゆる市長への提言書の中身の話を詰めていただいくということを考えております。

そこからは市の作業に入ります。市の作業といたしましては、いよいよ骨子案をも とに条例の素案をつくります。条例素案をつくって、市主導のタウンミーティングと かパブコメとかそういう形を経たのち、条例案を策定して議会に上程していくという 形を考えているところでございます。

○委員長

要するに、われわれが骨子案を最終的に市長さんに提言したあと、市としてもまた 改めて市主導でタウンミーティングなりパブコメなりをやって、最終的に条例案を固 めて議会に上程されるということですね。だからわれわれが提言を出したあとも市の なかで文言が整理されたり、修正されたりということはありますよということです。 だから、まだまだ市民の皆さんの声は、「市民の声を聴く会」だけではなくて、タウ ンミーティングとかパブコメとかもあるという形になります。

○委員

あとの計画は特に時期的なものになってくるかなと思うのですけれども、予定どおり「市民の声を聴く会」は12月末ぐらいまでの予定ということでよろしいのですか。

○事務局

時期的なものですが、当初の予定よりはずれ込んでいますから、当然、一方的にこの日に「市民の声を聴く会」をしたいといっても、地域の事情もございますので、そのへんにつきましては地域に精通しております23の地域市民センターがございますので、そこを通じまして地域との調整に入らせていただいて、場所と日程を調整したのちの開催という形になります。

○委員長

そこの話ではなくて、そのあとの話です。「市民の声を聴く会」が終わったあと、

最終的にいつ議会に出すかというところまでのだいたいのスケジュールを知りたい ということだと思います。

○事務局

基本的には市に提言が来てからは、お示ししたものを前提につくるという形には考えておりますけれど、議会への上程につきましては、その時期を見てからという形になりますので、このままいくと、3月はタイトかなという気持ちは持っています。

○委員長

ということで、何が何でも3月議会にあげないといけないということではなさそうだということです。

○委員

細かいことを聞きますけれど、「市民の声を聴く会」をチームごとにかなりの回数やることになるわけですが、この会の残務整理といいますか、開きっぱなしというのは当然ないわけで、いろいろ発言された内容について記録したり、報告書的なものをつくったり、そういうものがあると思うのですが、そのあたりもこのチームのなかで全部こなすのでしょうか。それとも事務局が別途付いていただくのでしょうか。そのあたりをおうかがいします。

○委員

書記は地域市民センターさんでしていただく予定になっているそうです。グループのなかで担当するということではないです。

○委員

私は信楽でございますけれども、学区単位という形で開催ということですが、学区といいましても大きいところや小さいところがございますし、学区のなかで支所的な、自治振興会ができているところもあるわけです。それも含めて開催回数については各チームで検討していったらいいのでしょうか。

○委員

それでお願いしたいと思います。

○委員

わかりました。

○委員長

先ほどもご質問が出ていましたけれど、各地域市民センターさんが中心になって日程調整をやっていただきますので、例えば信楽はエリアが7つありますけれど、そのなかのいくつかは合体して、では今日はこことここを対象にしてやりますよということで、全部で7回やらなくてはいけないかというと、そうでもないところがあります。そのへんは今後調整いただいて、皆さんもあまり無理のないような形で調整いただけるということのようであります。

先ほど私のほうから、次回までに各地域チームごとに役割分担を決めてほしいということを冒頭に申しあげたのですが、そうではなくて、次回の会議で役割分担の相談で間に合うのでしょうか。

○事務局

今の予定でいきますと、実は「市民の声を聴く会」実行委員会をもう1回、来週開催します。事務局の仕事としてはそのときまでに、皆さんに持っていってもらうスライドを整理しなさいということでございますので、それの整理をして確認をしていただいて、10月31日にそのデモンストレーションというか、皆さんにご確認いただきたいと考えています。当然そのときには統一見解を持っていかなければならないので、配付する資料をどうするのかとか、説明の言い方というか言葉はこれでいいのかとか、そういうことも確認を取っていただかないと、共通した説明にならないと思っておりますので、そのへんの整理を次回の31日にさせていただきたいと思っております。

○委員長

そうすると、各チームのなかでの役割分担の打ち合わせは次回の31日にやっていたら間に合わないから、それまでの間にチームごとに集まってもらわないといけないのか、それとも31日にここに寄ってからやれば間に合うのか、そのへんはどうだろうねというご質問でした。

事務局にはお答えいただいていないけれど、皆さん、外野で声が聞こえているなかで、何とかなるだろうということですから、改めてお集まりいただくのも大変かと思いますので、次回、31日は2時からが全体の策定委員会ですが、会場は1時から開いているので、心持ち皆さんそれぞれ早く来ていただいて、チームごとに相談していただくということにしましょうか。

○委員

時間をはっきりと決めてください。

○委員長

では1時半にしましょう。

ほかに、「市民の声を聴く会」についてはご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

一 特に質問なし 一

■ 5 今後のスケジュール

○委員長

それでは5番「今後のスケジュール」です。次回は今お話が出たように、10月31日、場所はここサントピアです。全体の話し合いは14時からということですが、今お話がありましたように13時30分から各地域のグループごとに少し役割分担の下打ち合わせをしていただければと思っております。とりあえず次回、第18回はそういうことです。

■ 6 その他

○委員長

それでは、6番の「その他」です。何か事務局からありますか。

一 特に意見なし 一

■ 7 閉会

○委員長

それでは、皆さん長らくお疲れ様でした。たぶんお家の方が心配されていると思うので、ここを出る前に、「今やっと終わったから、これから帰るよ」と皆さんそれぞれ連絡してあげてください。くれぐれも夜遅いので気をつけてお帰りいただきたいと思います。では、最後の締めの言葉をよろしくお願いします。

○副委員長

まもなく日付が変わろうという時間で、お腹のほうも減ってまいりましたので、このへんで閉じさせていただきたいと思います。

やはり想定される先のことを考えながら会議すると、どうしてもこれくらいの時間になってしまうのです。作業委員会もそうでしたけれども。それゆえに、この条例の持つ意味が大きいということを市民の皆さんもご理解いただけるのではないかと思います。

今後いろいろ段階も踏まえてまいりますけれど、皆様方の一層のご協力をお願い申しあげまして、終わりの言葉に代えさせていただきます。本日は本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。